

(原 案)

第 3 次
広島県廃棄物処理計画
～循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向けて～

目 次

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 目指すべき循環型社会の姿	3
4 計画の対象	4
5 計画の期間	4
6 廃棄物処理計画と市町計画との関係	4

第2章 廃棄物処理の現状

第1節 一般廃棄物	5
1 ごみの現状	5
（1）ごみの排出状況	5
（2）ごみの処理状況	6
（3）ごみの再生利用等の状況	6
（4）ごみの最終処分状況	8
（5）ごみ処理経費の状況	8
（6）ごみ処理施設の整備状況	8
（7）不法投棄の状況	9
2 汚水処理	10
（1）汚水処理の状況	10
（2）し尿等の排出状況	11
（3）し尿等の処理状況	11
（4）し尿処理施設の整備状況	11
（5）浄化槽の整備状況	11
（6）浄化槽法定検査の受検状況	12
第2節 産業廃棄物	13
1 排出量等の推移	13
2 排出の状況	14
3 再生利用の状況	14
4 最終処分状況	16
5 最終処分場の施設数及び残余容量の推移	16
6 不法投棄の状況	17
7 産業廃棄物の広域移動の状況	18

第3章 第2次計画の評価

第1節 減量化目標の達成状況	19
1 一般廃棄物（ごみ）	19
（1）排出量	19
（2）再生利用量	19
（3）最終処分量	19
2 産業廃棄物	20
（1）排出量	20
（2）再生利用量	20
（3）最終処分量	20
第2節 施策の実績・効果	21
1 循環型社会の実現に関する施策	21
（1）リサイクルの推進	21
（2）エコタウン構想の推進	21
（3）環境意識の向上及び自主的行動の推進	21
（4）環境基本計画等の策定の促進	21
（5）県の率先した取組	22
2 一般廃棄物に関する施策	22
（1）発生抑制及び減量化	22
（2）適正処理対策の推進	23
（3）処理施設の確保	23
（4）生活排水対策（し尿等）の推進	23
（5）災害廃棄物対策の推進	24
3 産業廃棄物に関する施策	24
（1）発生抑制及び減量化	24
（2）適正処理対策の推進	24
（3）処理施設の確保	25
4 不法投棄防止対策	25
第3節 産業廃棄物埋立税の導入効果	26
1 産業廃棄物埋立税の概要	26
2 税収を活用した積極的な事業展開	26
3 産業廃棄物埋立税の導入効果	27

第4章 廃棄物処理の課題

第1節 循環型社会の実現	30
1 リサイクルの推進	30
2 リサイクル産業の集積・育成	31
3 環境意識の向上及び自主的行動の推進	31

4	市町による環境基本計画等の策定の促進	3 1
5	県の率先した取組	3 1
第2節	一般廃棄物	3 1
1	発生抑制及び減量化	3 1
2	適正処理対策の推進	3 1
3	処理施設の確保・維持管理等	3 2
4	災害廃棄物対策の推進	3 2
5	生活排水対策（し尿等）の推進	3 2
第3節	産業廃棄物	3 3
1	発生抑制及び減量化	3 3
2	適正処理対策の推進	3 3
3	処理施設の確保・維持管理等	3 4
第4節	不法投棄防止対策	3 4

第5章 減量化目標の設定

第1節	一般廃棄物（ごみ）	3 5
1	将来推計	3 5
2	減量化目標	3 7
3	減量化目標の設定の考え方	3 8
	（1）排出量	3 8
	（2）再生利用量	3 8
	（3）最終処分量	3 8
第2節	産業廃棄物	3 9
1	将来推計	3 9
2	減量化目標	3 9
3	減量化目標の設定の考え方	4 0
	（1）排出量	4 0
	（2）再生利用量	4 0
	（3）最終処分量	4 1

第6章 施策の展開

1	施策展開の視点	4 2
2	施策の方向	4 2
3	施策の体系	4 3
第1節	循環型社会の実現に関する施策	4 4
1	リサイクルの推進	4 4
	（1）リサイクル技術研究開発・施設整備の推進【拡充強化】	4 4
	（2）リサイクル製品の使用促進【拡充強化】	4 4

(3) リサイクル産業創出に係る人材育成【新規】	4 4
(4) レアメタルの回収の推進【新規】	4 4
(5) 熱回収（サーマルリサイクル）等の推進	4 4
(6) 各種リサイクル法の推進	4 5
(7) 農業系廃棄物、下水汚泥のリサイクルの推進	4 5
2 リサイクル産業の集積・育成	4 6
(1) びんごエコタウンモデル地区の形成推進	4 6
(2) 福山リサイクル発電事業の推進	4 6
3 環境意識の向上及び自主的行動の推進	4 6
(1) 環境学習・環境教育の推進	4 6
(2) 環境情報の提供	4 7
(3) 各主体の取組支援・連携強化	4 7
4 市町による環境基本計画等の策定の促進	4 7
5 県の率先した取組	4 8
(1) 公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進	4 8
(2) グリーン購入の推進	4 8
第2節 一般廃棄物に関する施策	4 8
1 発生抑制及び減量化	4 8
(1) 生活系ごみの減量化等の推進	4 8
(2) 事業系ごみの減量化等の推進	4 9
(3) 分別排出の徹底	4 9
(4) ごみ処理の有料化の導入	4 9
(5) 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進	5 0
(6) 容器包装リサイクル法の適正な運用	5 0
2 適正処理対策の推進	5 0
(1) 社会の変化に対応した処理体制の構築【新規】	5 0
(2) 適正処理の推進【拡充強化】	5 0
(3) 海ごみ対策のあり方を検討	5 1
3 処理施設の確保・維持管理等	5 1
(1) 市町の処理施設等の計画的整備の推進【拡充強化】	5 1
(2) 効率的な施設整備、広域的な取組の推進【拡充強化】	5 2
(3) ごみのリサイクル及び資源エネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進	5 3
(4) ダイオキシン類対策の徹底	5 3
(5) 事故防止対策の推進	5 3
(6) 最終処分場跡地利用の検討支援	5 4
4 災害廃棄物対策の推進	5 4
(1) 市町の処理体制の整備	5 4

(2) 広域的な相互協力体制の整備	5 4
5 生活排水対策（し尿等）の推進	5 4
(1) 下水道等の整備の推進	5 4
(2) 浄化槽の整備の推進	5 4
(3) 浄化槽の適正な管理の推進	5 5
第2節 産業廃棄物に関する施策	5 5
1 発生抑制及び減量化	5 5
(1) 産業廃棄物の減量化、排出抑制等の啓発・支援、リサイクル製品活用の積極的な広報【拡充強化】	5 5
(2) 多量排出事業者における減量化計画の策定指導【拡充強化】	5 6
(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進【拡充強化】	5 6
(4) 廃プラスチック・木くずの燃料化による再生利用の推進	5 6
(5) 産業廃棄物埋立税制度の活用	5 6
2 適正処理対策の推進	5 7
(1) 排出事業者責任の遵守の徹底【拡充強化】	5 7
(2) 監視指導の強化【拡充強化】	5 7
(3) マニフェスト制度による適正処理の推進【拡充強化】	5 7
(4) 有害産業廃棄物の適正処理の推進【拡充強化】	5 7
(5) 優良な産業廃棄物処理業者の育成【拡充強化】	5 8
(6) 産業廃棄物の広域移動の監視の強化	5 9
3 処理施設の確保・維持管理等	5 9
(1) 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導【拡充強化】	5 9
(2) 公共関与による処理事業の推進	5 9
(3) 地域住民との合意形成の推進	5 9
(4) 埋立終了した最終処分場、跡地の安全対策の推進	6 0
(5) 無害化処理施設、エネルギー回収に配慮した施設整備の推進【拡充強化】	6 0
第4節 不法投棄防止対策に関する施策	6 0
1 不法投棄監視体制の強化	6 0
2 不法投棄情報の収集【拡充強化】	6 0
3 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化	6 0
4 市町と県の連携【拡充強化】	6 1
5 市町の不法投棄防止対策に対する支援【拡充強化】	6 1

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制及び進行管理	6 3
1 推進体制	6 3
2 進行管理	6 3
第2節 各主体の役割	6 4

1	県民の役割	6 4
2	排出事業者の役割	6 4
3	廃棄物処理業者の役割	6 4
4	関係団体の役割	6 5
5	市町の役割	6 5
6	県の役割	6 5

第 1 章 計 画 の 策 定

1 策定の趣旨

広島県では、これまでに循環型社会¹の形成を目指して、第1次廃棄物処理計画（平成15年3月策定）及び第2次廃棄物処理計画（平成19年12月策定）を策定し、県民・事業者・NPO・行政が協力して廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んできました。

しかしながら、廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理や処理施設の確保及び不法投棄等について、依然として課題が残されています。

さらに、世界的には、地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、資源制約の顕在化に加え、人類が大量に排出しているCO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスがもたらす地球温暖化により、水資源や生態系などの悪影響が生じてきています。

このため、廃棄物対策を促進するにあたり、[資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の実現に向けた取組とともに、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会²」の構築に向けた取組を併せて進めることが重要です。](#)

廃棄物処理を取り巻く状況は年々変化しており、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の徹底などについて、まだ多くの課題が残されており、循環型社会を実現させるためには、県民、事業者、NPOなどの関係団体及び行政などの各主体が連携・協働して取り組むことによって相乗効果を発揮することが大切です。

県民は、環境への負荷の少ないライフスタイルの確立を図ることが重要です。

事業者は、環境経営を徹底させ、技術開発を進めるほか、製品・サービス提供のあらゆる段階において3R³の考え方を浸透させることが重要です。

NPOなどの関係団体は、先進的な取組や研究を主導するとともに情報発信や各主体の具体的な行動のきっかけ作りなど、つなぎ手としての役割を果たしていくことが期待されます。

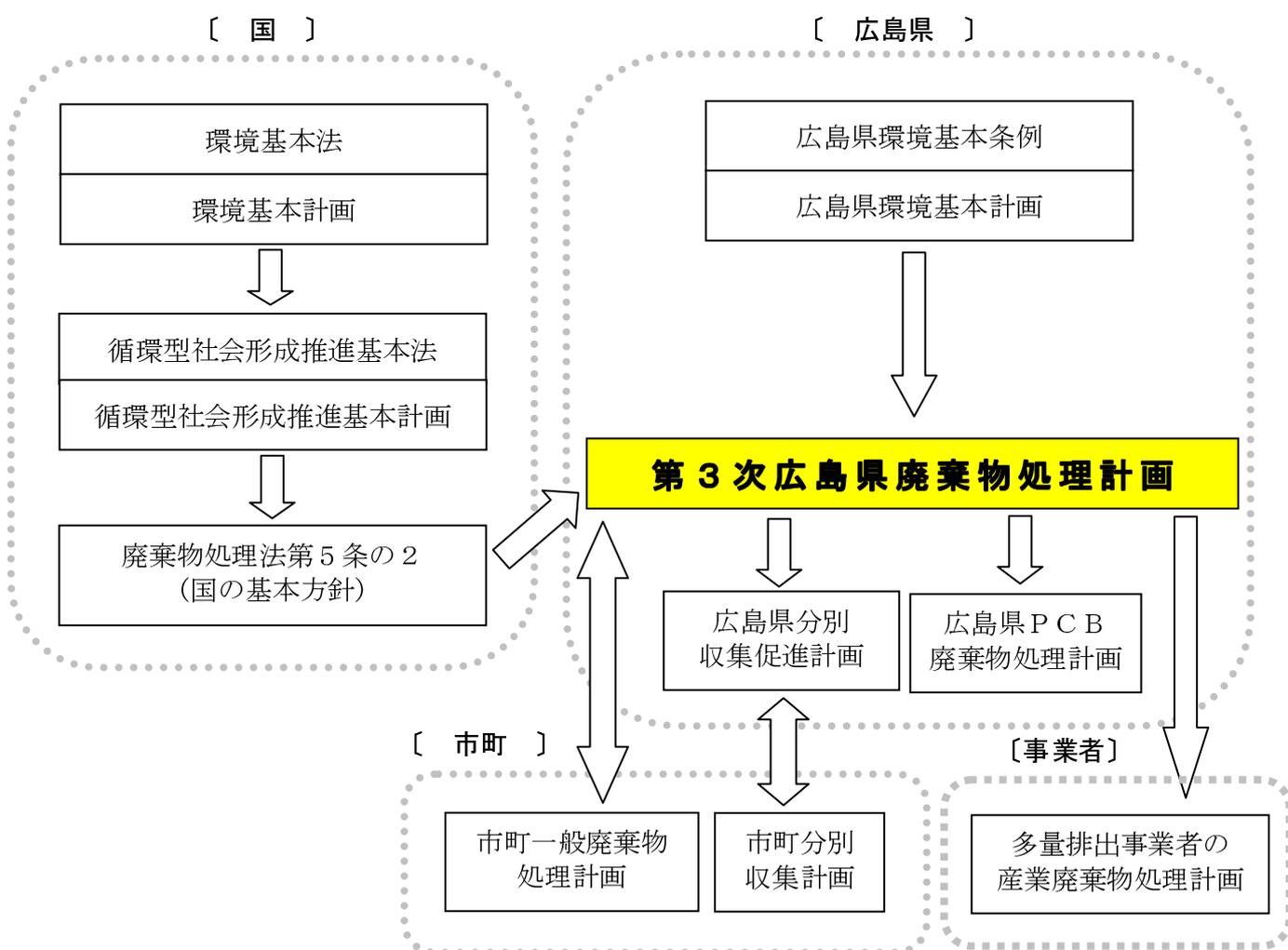
行政は、各主体の取組基盤整備、法制度の施行、廃棄物等の循環的利用及び処分の実施に加え、各主体間のコーディネータとしての役割を果たす必要があります。

これらを踏まえ、これまでの県民、事業者、NPOなどの関係団体及び行政の取組、第2次計画の評価、産業廃棄物立税の税金を利用した施策の効果や各種リサイクル法の改正の動向などを基に、循環型社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、第3次広島県廃棄物処理計画（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

1 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
2 低炭素社会：二酸化炭素等温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会のこと。
3 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）をいう。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

2 計画の位置付け

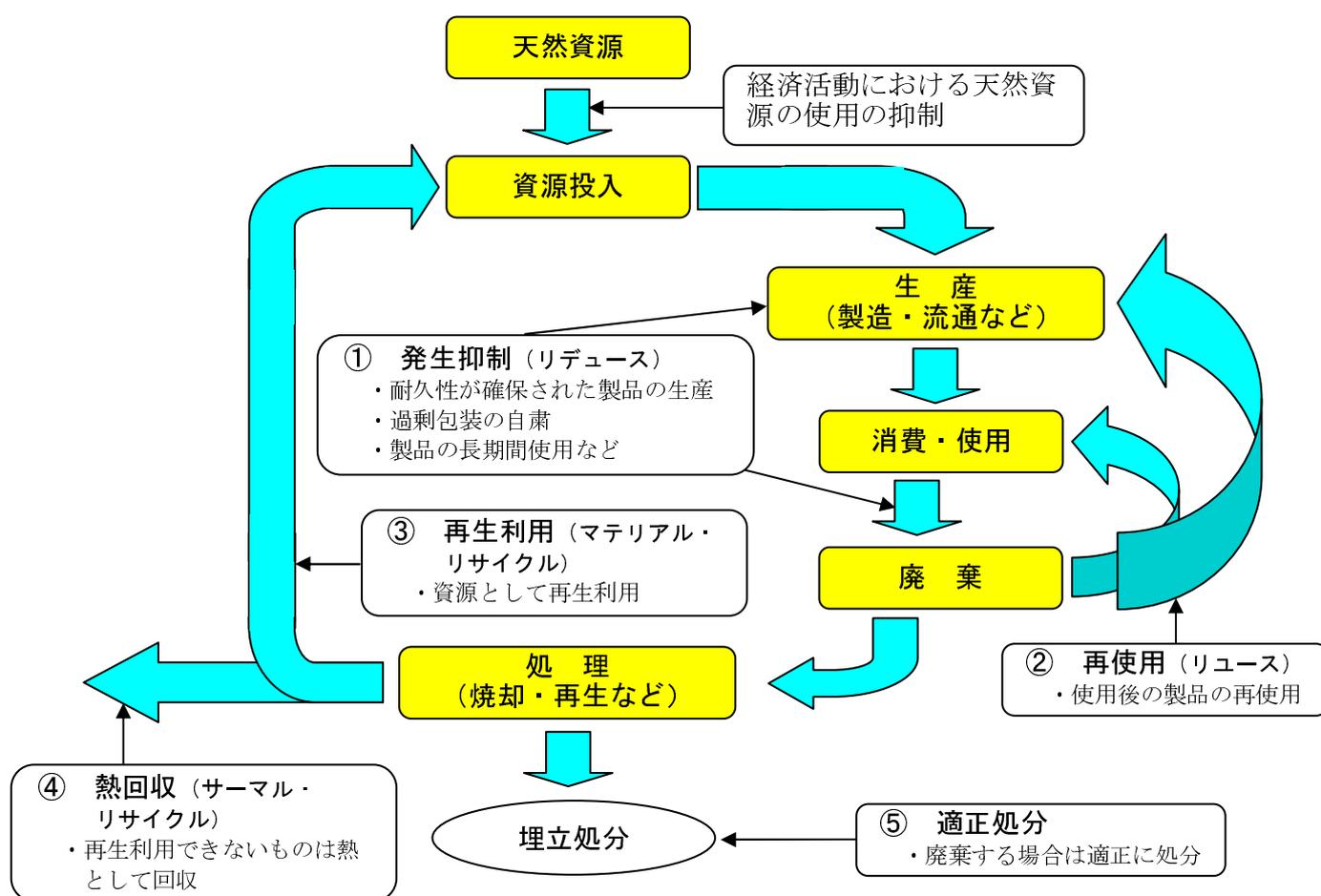
- この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づく法定計画です。
- 廃棄物処理法第5条の2に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即したものであり、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の趣旨を踏まえたものです。
- また、広島県環境基本計画に掲げた循環型社会の実現を図るための、本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、県民、事業者、廃棄物処理業者、市町及び県がそれぞれの役割分担において、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進する指針とします。



3 目指すべき循環型社会の姿

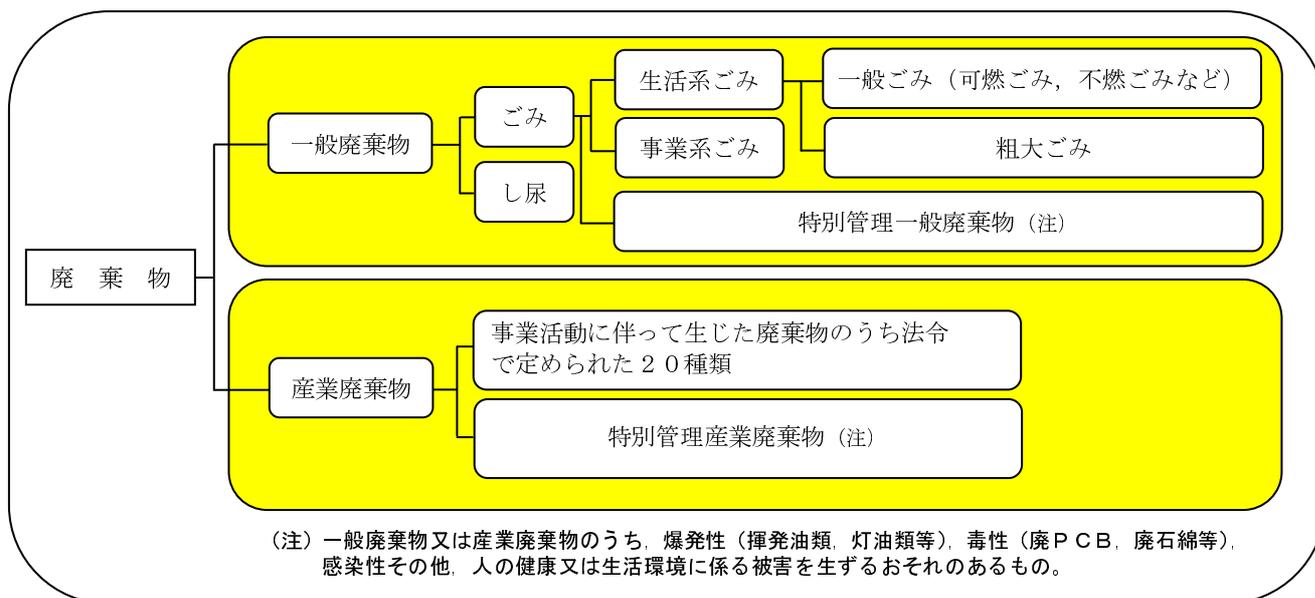
- 大量生産，大量消費，大量廃棄といったこれまでの社会経済システムや一人ひとりのライフスタイルを見直し，できる限り廃棄物の発生を抑制し，再使用，再生利用及び熱回収を進めた上で，残った廃棄物については，環境負荷の低減に配慮して適正に処理していく「循環型社会」の実現を目指します。
- また，この循環型社会の実現を目指す取組は，低炭素社会との一体的実現も視野に入れた取組とします。

目指すべき循環型社会の姿



4 計画の対象

この計画は、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物を対象とします。



5 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、平成27年度を目標年度とします。

6 廃棄物処理計画と市町計画との関係

- 市町は、廃棄物処理法により、区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講じる責務を負っています。このため、市町は、一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理計画や、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく分別収集計画を策定し、一般廃棄物の処理やリサイクルなどに取り組むこととされています。
- この廃棄物処理計画は、市町がこうした取組を計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示すものです。

第 2 章 廃棄物処理の現状

第 1 節 一般廃棄物

1 ごみの現状

(1) ごみの排出状況

ごみの排出量及び1人1日当たりの排出量は、平成13年度まで増加傾向にありましたが、平成14年度からは、減少に転じています。

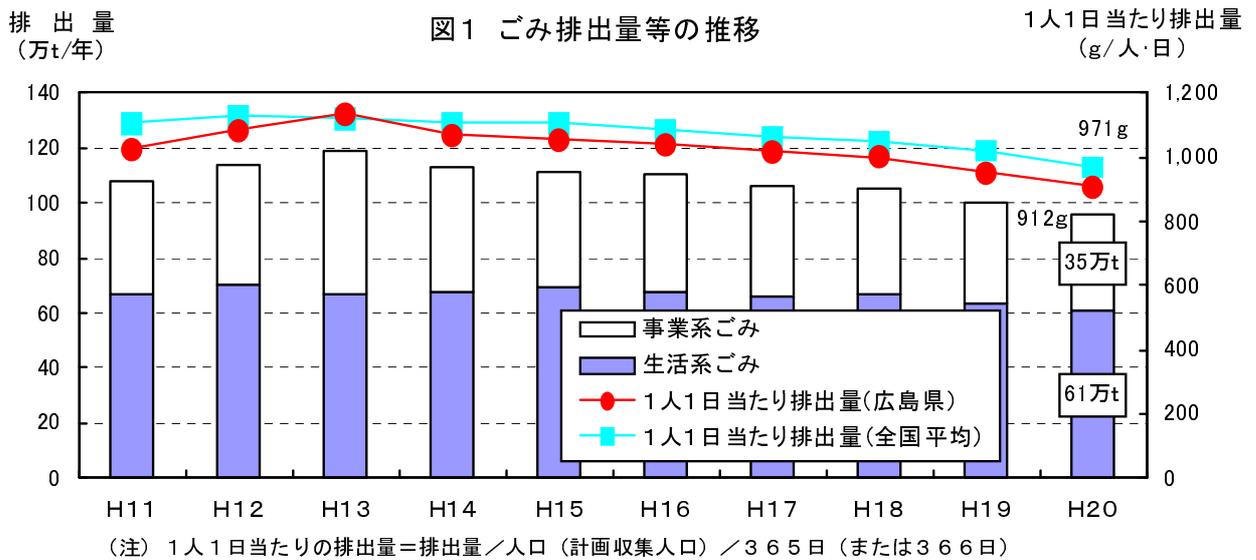
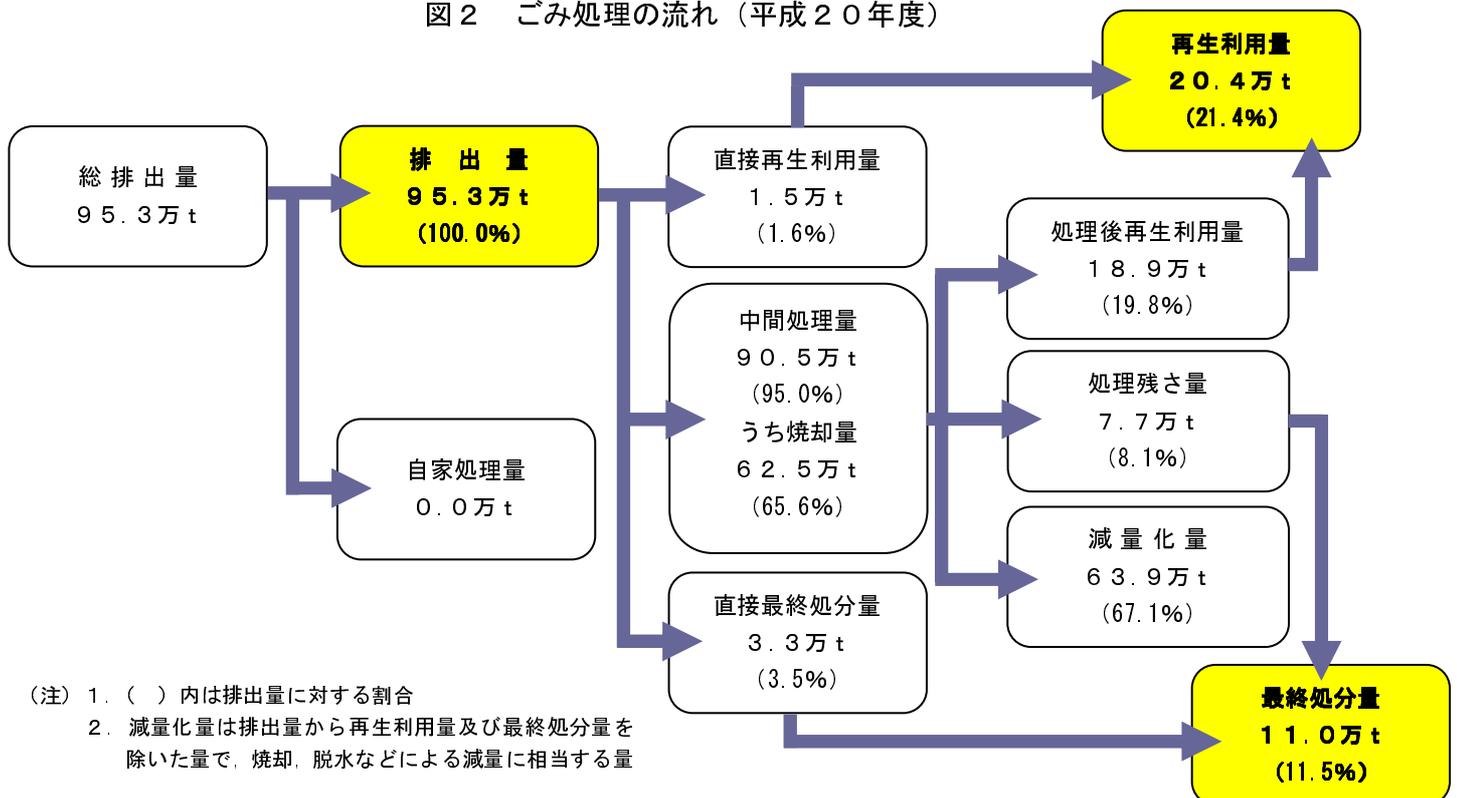


図2 ごみ処理の流れ (平成20年度)

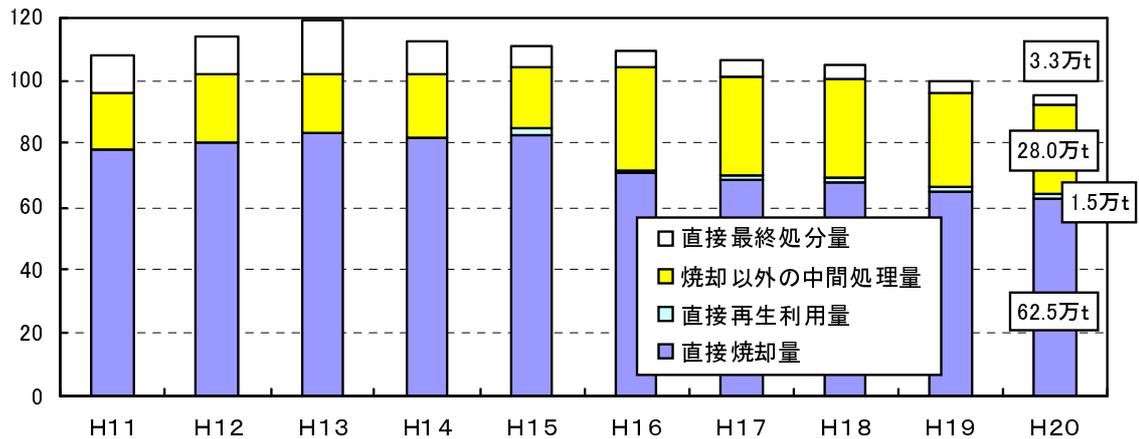


(2) ごみの処理状況

ごみ処理量のうち、焼却以外の中間処理量（粗大ごみ処理施設及び資源化施設の処理量）については、資源化施設であるごみ固形燃料化施設が本格的に稼動したことに伴い、平成16年度以降大幅に増加しています。

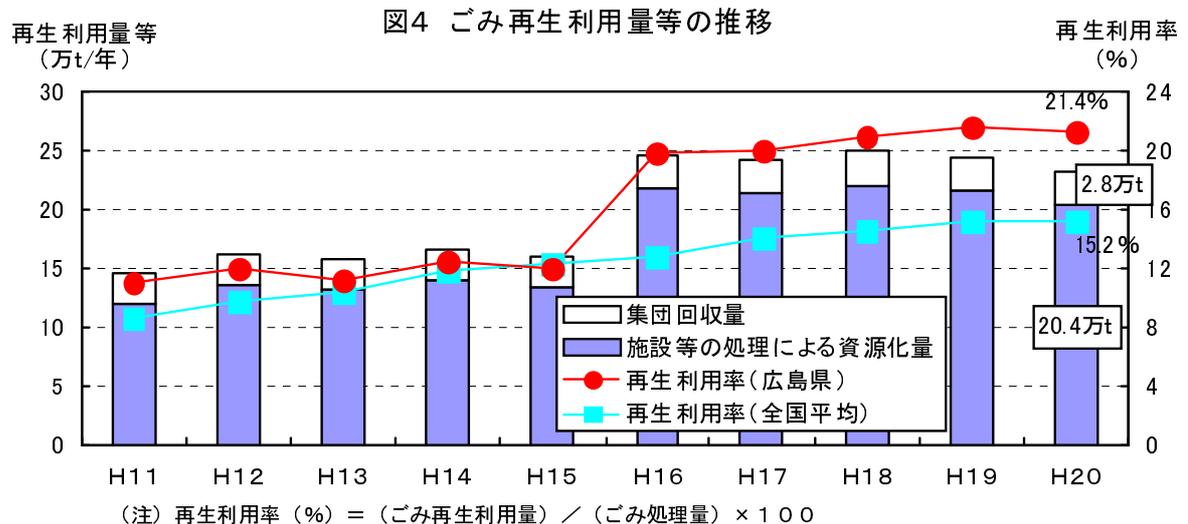
また、直接最終処分量は、平成14年度以降減少しています。

(万t/年) 図3 ごみ処理量の推移



(3) ごみの再生利用等の状況

再生利用量は、容器包装廃棄物のリサイクル、焼却灰の有効利用等に加えて、特に、RDF¹（ごみ固形燃料）の製造量の増加に伴い、平成16年度以降大幅に増加しています。



1 RDF (Refuse Derived Fuel : ごみ固形燃料) : ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

また、平成16年4月から、RDF（ごみ固形燃料）によるごみの広域リサイクル発電・灰溶融²事業を行う福山リサイクル発電㈱が操業を開始し、熱回収や溶融スラグ³のリサイクルを行っています。市町のごみ焼却施設においても、焼却熱を活用した発電量が増加するとともに、灰溶融スラグの有効利用が進みつつあります。

第1表 福山リサイクル発電（株）の施設概要

設置場所	福山市箕沖町107-8
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉（JFEエンジニアリング（株））
施設規模	RDF燃焼量 314 t/日（1炉） 発電端出力 20,020 kW 発電端効率 28.1%
稼動年月	平成16年4月
RDF処理量等	平成19年度：RDF処理量73,470トン、溶融スラグ ³ 製造量4,852トン 平成20年度：RDF処理量74,827トン、溶融スラグ ³ 製造量7,876トン
発電量	平成19年度：106,314 MWh 平成20年度：110,427 MWh
参画市町	三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、世羅町、神石高原町 合計 9市町

第2表 市町のごみ発電量

年度	年間総発電量	関係ごみ処理施設
平成18年度	105,628 MWh	広島市中工場、広島市安佐南工場（平成20年3月から稼動停止）、広島市南工場、 広島市安佐北工場、クリーンセンターくれ、 安芸クリーンセンター
平成19年度	107,421 MWh	
平成20年度	118,644 MWh	

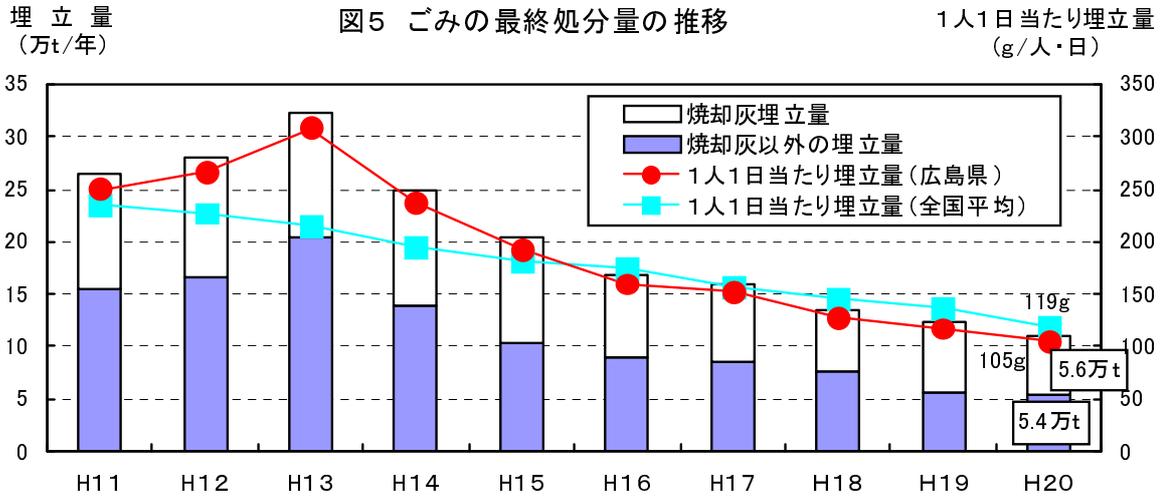
第3表 市町における溶融スラグの再生利用状況（平成20年度）

製造量 （千トン）	再生利用量 （千トン）	関係ごみ処理施設
12.0	8.6	広島市中工場、クリーンセンターくれ、 安芸クリーンセンター

-
- 2 灰溶融：焼却灰やばいじんを、融点（1,300～1,500℃）以上の高温で処理し、岩石状の固化物にすること。灰溶融によって得られた固化物（灰溶融固化物）は、元の容積の1/2～1/3に減容できること、重金属の溶出のおそれがないこと、土木・建設材料としての再生利用が期待できるなどの利点がある。
- 3 溶融スラグ：被溶解物中の無機質が溶融してガラス質になったもので、道路の路盤材などに使用されている。

(4) ごみの最終処分の状況

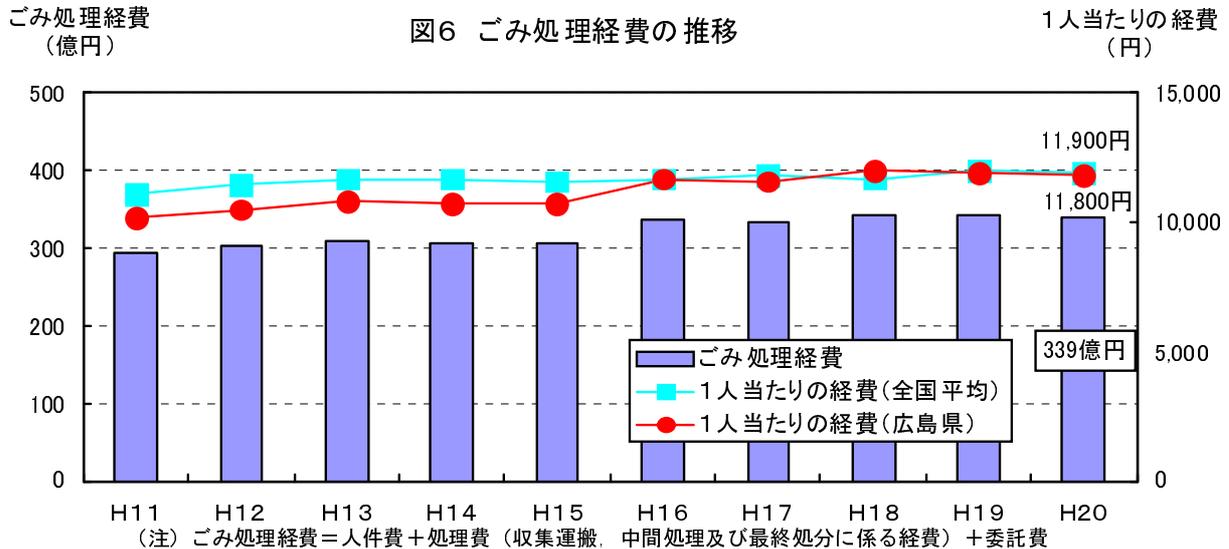
最終処分量は、平成13年度まで増加傾向にありましたが、平成14年度以降は減少に転じています。



※平成13年度に一時的に最終処分量が増加しているのは、平成13年3月に発生した芸予地震の影響による。

(5) ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費は、ごみ処理方法の高度化や分別収集区分の細分化などに伴い、平成15年度までは年々増加する傾向にありましたが、平成16年度以降はほぼ横ばい傾向にあります。



(6) ごみ処理施設の整備状況

市町及び一部事務組合が設置しているごみ処理施設の状況は、平成20年度末現在で、焼却施設が26施設(処理能力:2,989t/日)、資源化施設が30施設(処理能力:635t/日)、粗大ごみ処理施設が14施設(401t/日)、燃料化処理施設が7施設(550t/日)、保管施設が34施設(規模:14,353m²)、最終処分場が29施設(規模:約892万m³、残余容量⁴:約221万m³)となっています。

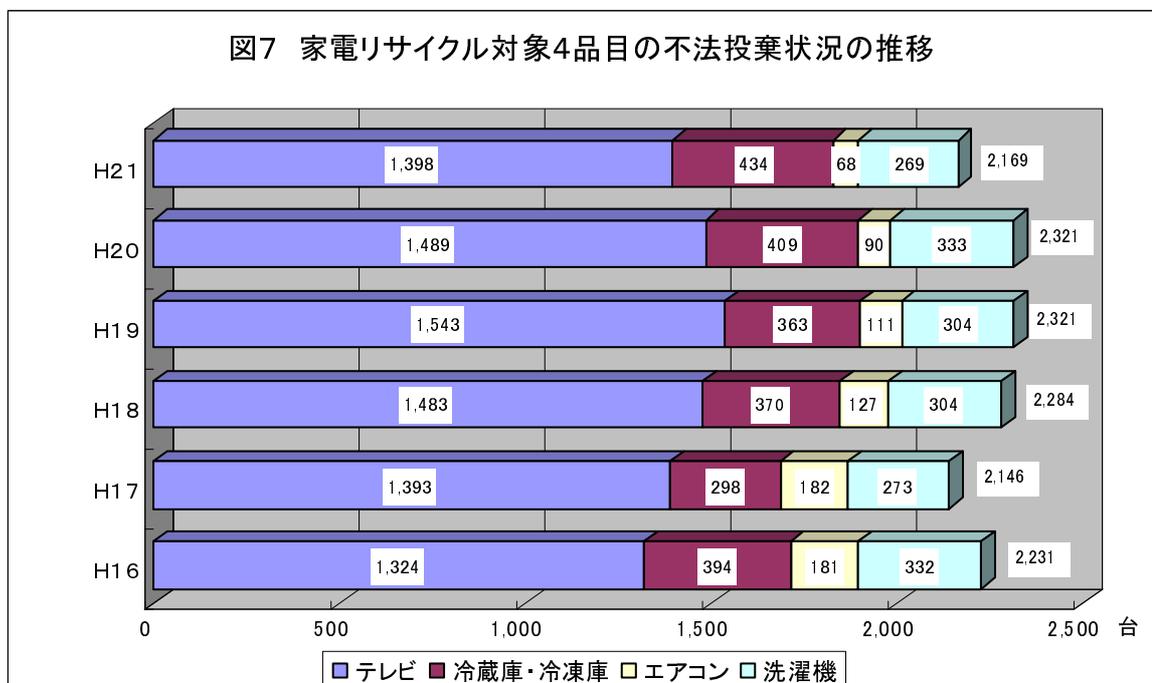
4 残余容量(年数):最終処分場で廃棄物を埋立処分できる全体の容量のうち、既に埋め立てられた容量を除いた、埋立可能な容量(年数)のこと。

(7) 不法投棄の状況

廃家電や家具類などの粗大ごみの不法投棄については、依然として後を絶たない状況にあります。

特に、テレビなど特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）の対象となる大型廃家電については、排出者がリサイクル料金等を負担することが義務付けられていることから、法施行時からこれらの不法投棄が懸念されています。

県内における家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機）の不法投棄の発生状況は次のとおりとなっており、市町など関係機関により、様々な不法投棄防止活動を実施していますが、大型廃家電の不法投棄発生台数は、ほぼ横ばいで推移しています。



2 汚水処理

(1) 汚水処理の状況

水洗化人口⁵は、平成20年度で2,479千人で、そのうち公共下水道⁶人口が1,785千人（水洗化人口の72%）、浄化槽⁷人口が694千人（同28%）となっています。水洗化率は年々上昇していますが、全国平均に比べると、依然として低い状況となっています。

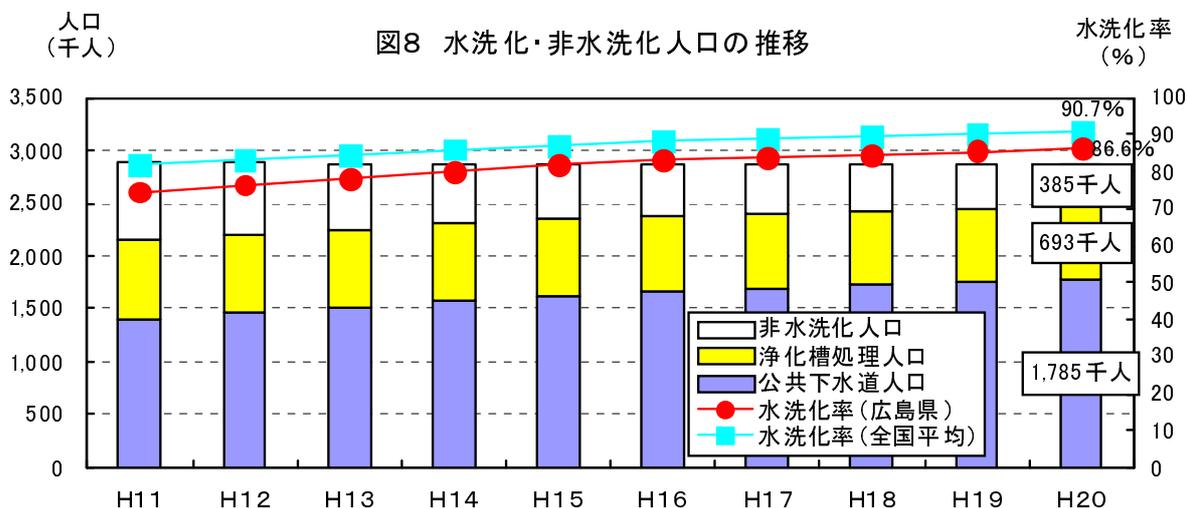
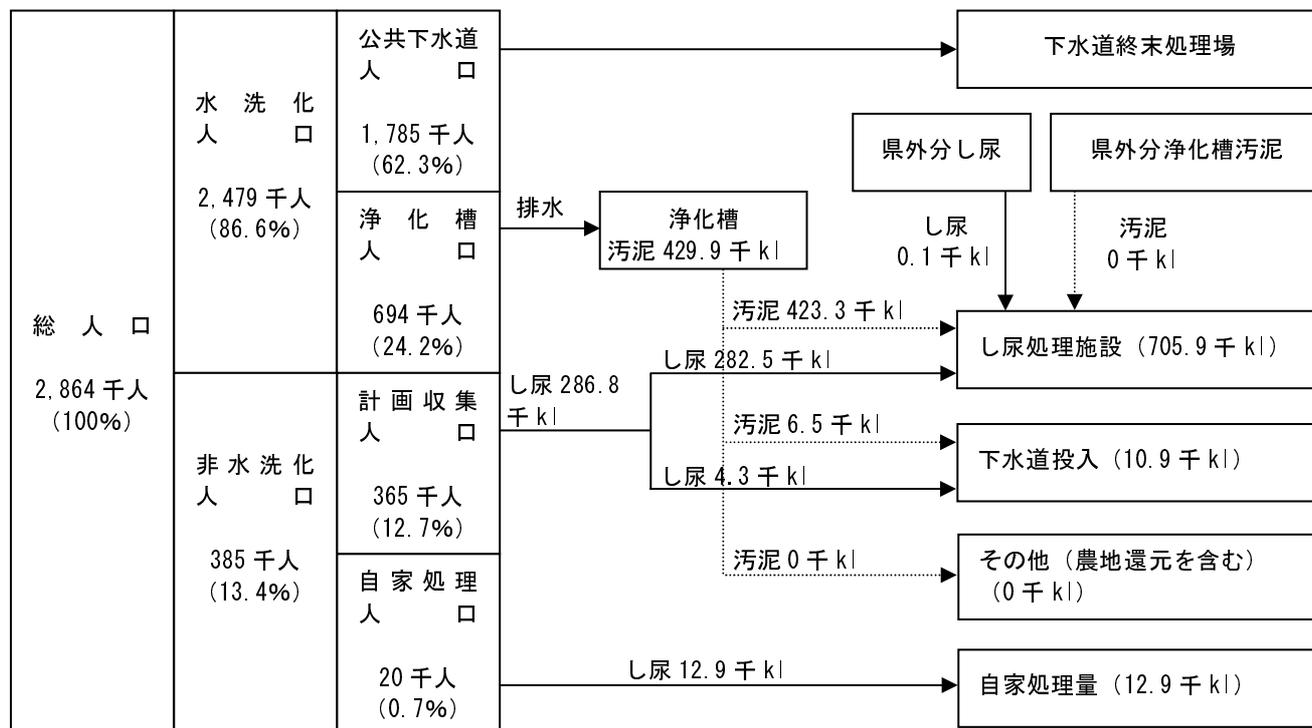


図9 し尿等の処理の流れ (平成20年度)

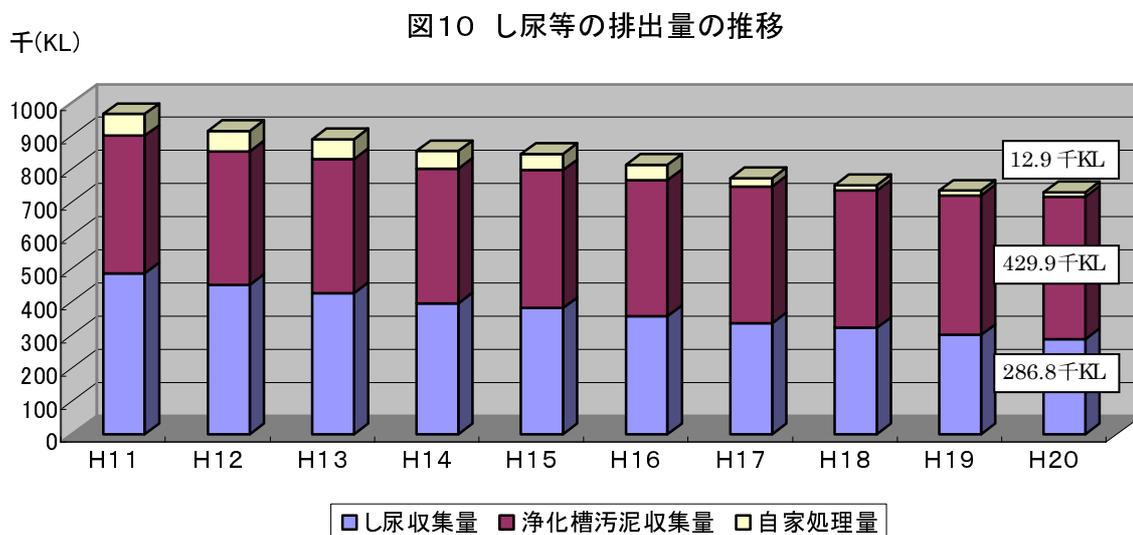


(注) 人口は、平成20年10月1日現在

- 5 水洗化人口：公共下水道に接続してし尿等を処理している公共下水道人口と浄化槽（合併処理浄化槽，単独処理浄化槽，農業集落排水処理施設等）を利用してし尿等を処理している浄化槽人口を合わせたもの。
- 6 公共下水道：主として市街地における下水を集中排除し又は処理するために，地方公共団体が管理する下水道で，処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものがある。
- 7 浄化槽：水洗トイレ汚水（し尿）と，台所や風呂，洗濯などの生活雑排水を微生物の働きにより浄化処理する装置のこと。

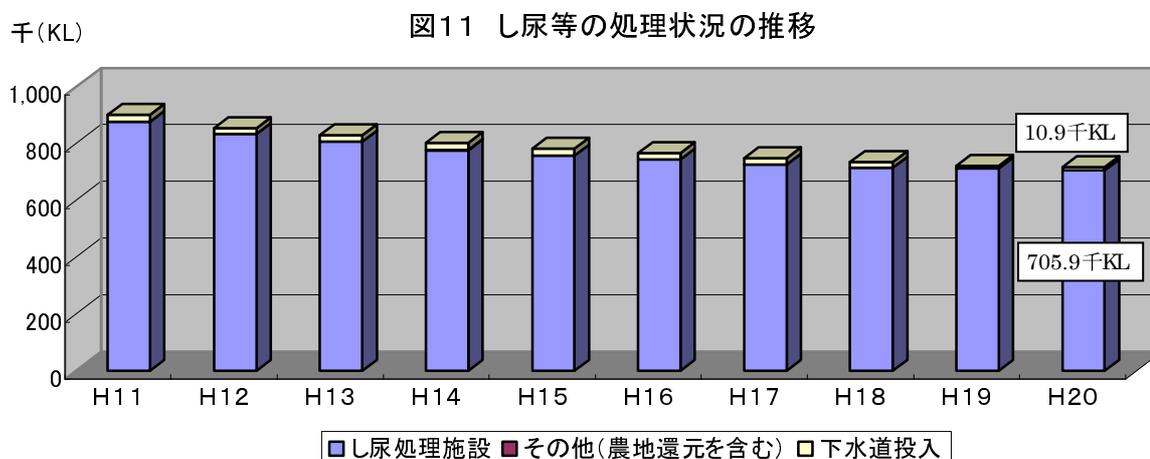
(2) し尿等の排出状況

し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の排出量は、全体としては、下水道や合併処理浄化槽の整備・普及に伴い、年々減少しています。



(3) し尿等の処理状況

し尿等は、し尿処理施設で処理されるものがほとんどで、一部が下水道投入により処理されています。



(4) し尿処理施設の整備状況

市町及び一部事務組合が設置しているし尿処理施設は、平成20年度末現在で36施設あり、1日当たりの処理能力は、2,777キロリットルとなっています。

(5) 浄化槽の整備状況

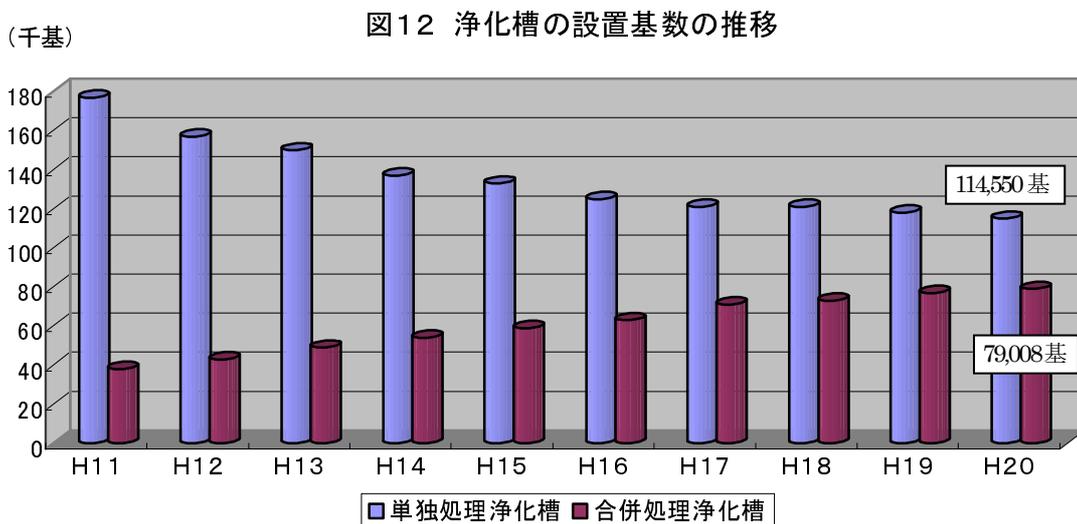
浄化槽の設置基数は、平成20年度末現在194千基であり、うち単独処理浄化槽が115千基、合併処理浄化槽が79千基となっています。

単独処理浄化槽は、平成12年6月の浄化槽法（昭和58年法律第43号）の改正において、し尿と生活雑排水を合わせて処理するものだけが浄化槽と定義されたこと

から、新たに設置されることはなく、既設のものが廃止されたり、下水道又は合併処理浄化槽に転換することにより減少傾向にあります。

一方、合併処理浄化槽は、新設又は単独処理浄化槽からの転換により増加傾向にあります。

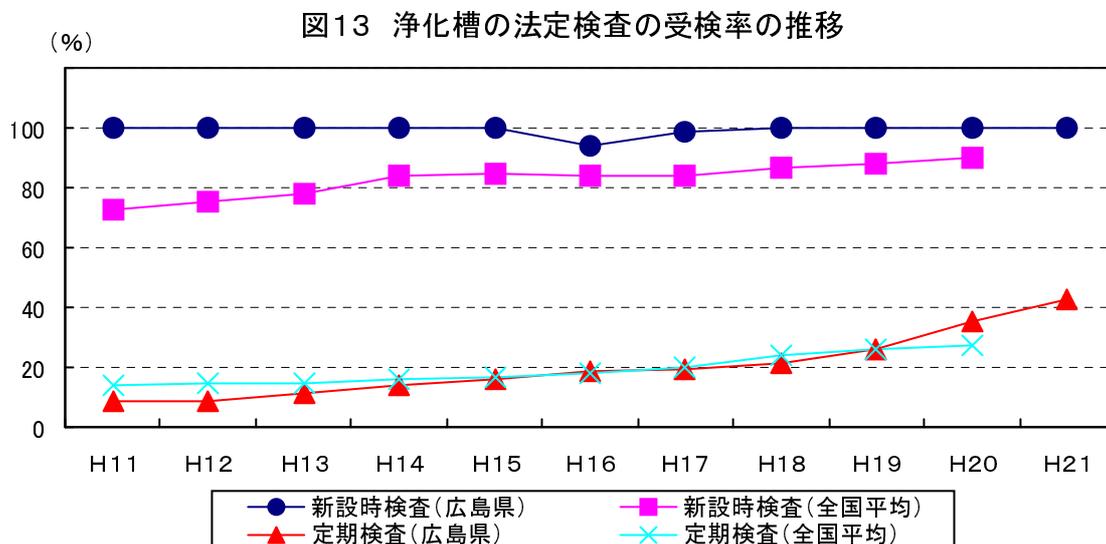
総数については、新規設置による増加要因と、下水道接続による減少要因により、最近では、ほぼ横ばいで推移しています。



(6) 浄化槽法定検査の受検状況

浄化槽の管理者は、浄化槽が正しく機能しているかどうかを確認するため、浄化槽法に基づき、法定検査を受けることが義務付けられています。具体的には、新しく浄化槽を設置した場合や構造又は規模の変更をした場合は使用開始3ヶ月後から8ヶ月後までの間（新設時検査）に、また、その後も毎年1回、水質に関する検査（定期検査）を受ける必要があります。

平成21年度における法定検査の受検率は、新設時検査については、ほぼ100%ですが、定期検査については、42.7%という水準にあります。



第2節 産業廃棄物

1 排出量等の推移

近年、排出量は概ね1,400万トン前後で推移しています。再生利用量は徐々に増加し、平成20年度には1,001万トンに達し、また、最終処分量は53万トンと大きく減少しており、再生利用は着実に進んできました。再生利用量の増加は、鉍さい⁸、ばいじん⁹や汚泥¹⁰のセメントへの原料化の増大等によるものと考えられます。

図14 産業廃棄物の排出量等の推移

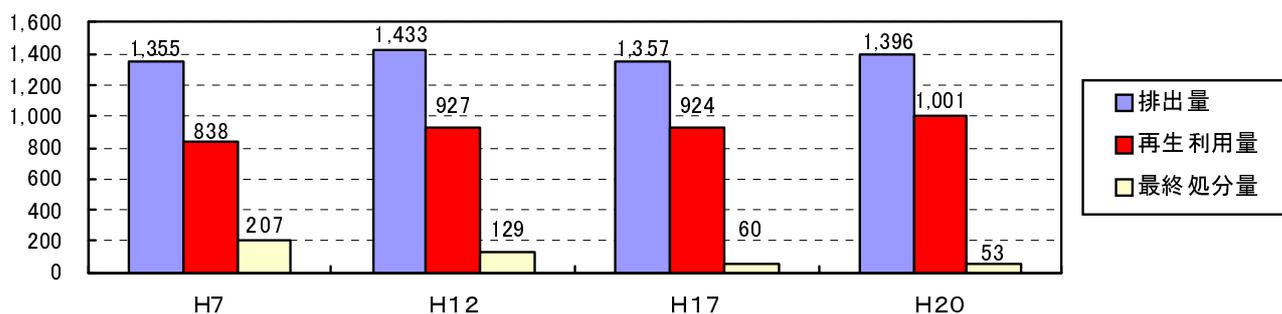
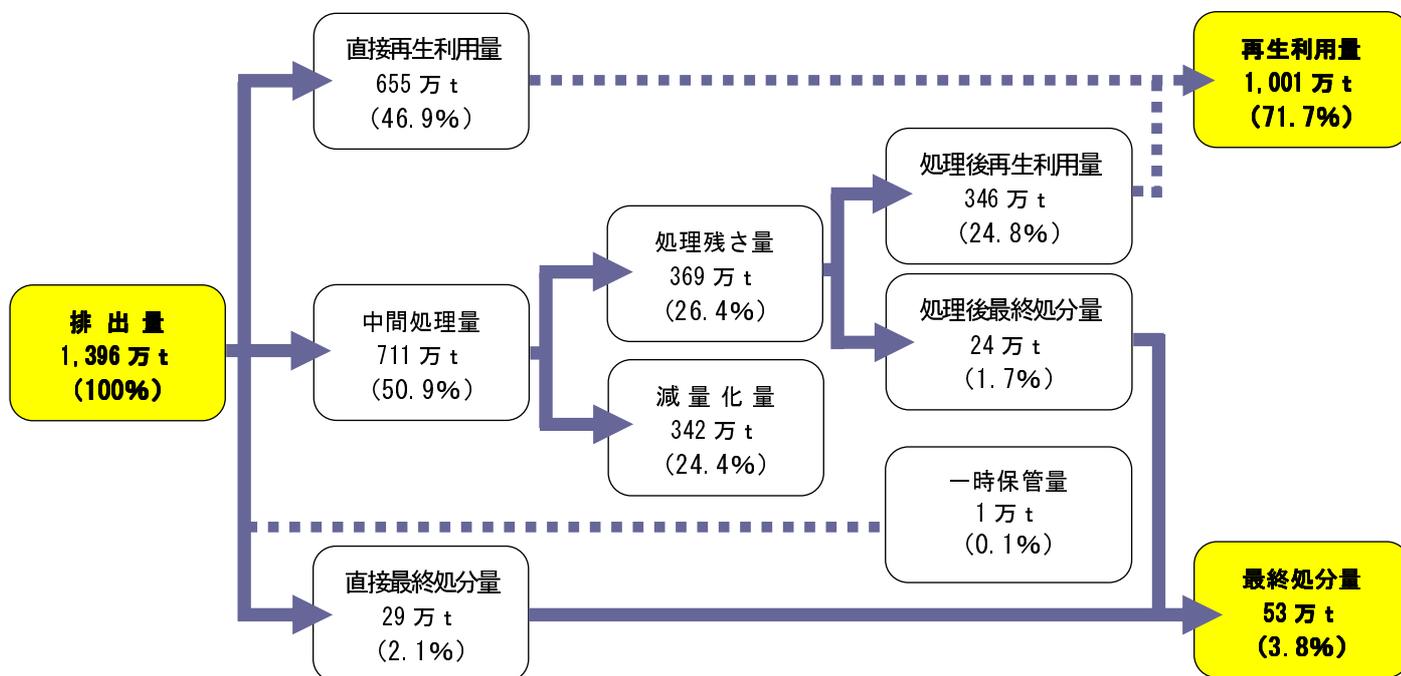


図15 産業廃棄物の処理の流れ（平成20年度）



(注) () 内は排出量に対する割合

8 鉍さい：鉍石から金属を精錬する際に、溶融した金属上に浮かび上がる副産物等をいう。具体的には、高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さ（スラグ）、キューボラ溶鉍炉のノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂などがある。

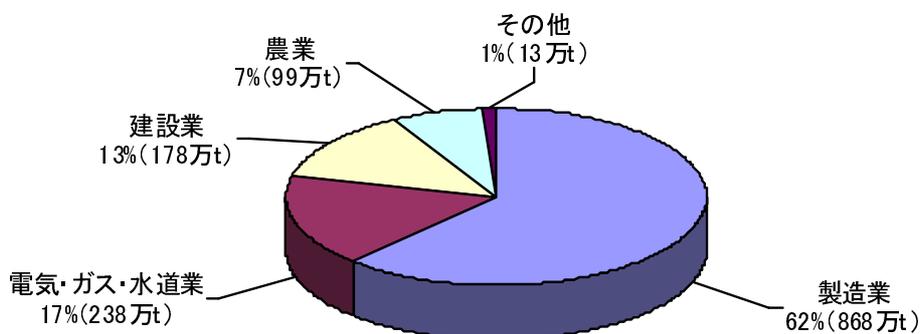
9 ばいじん：大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は焼却施設において発生し、集塵装置で捕集された粒子状の廃棄物のこと。

10 汚泥：工場排水や下水などの処理後に残る又は各種製造業の製造工程において生じる泥状の廃棄物のこと。

2 排出の状況

平成20年度の状況を業種別に見ると、製造業からの排出量が最も多く、以下、電気・ガス・水道業、建設業の順となっており、この3業種で全体の90パーセントを超えています。

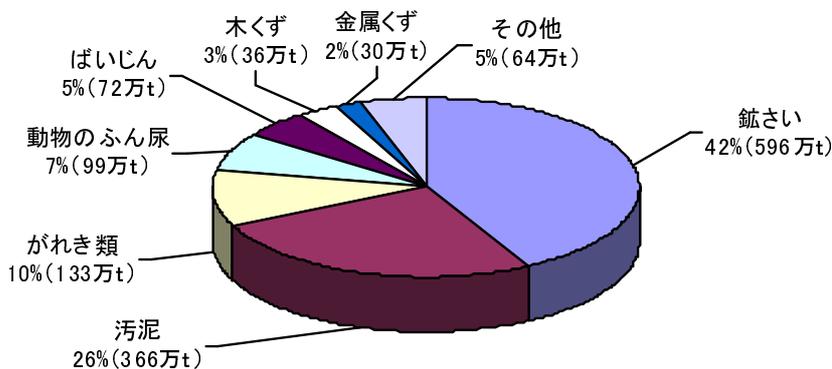
図16 業種別排出量(平成20年度)



排出量：1,396万t

次に廃棄物の種類別に見ると、本県産業の特徴から鉱さいが42%と最も多く、以下、汚泥、がれき類、動物のふん尿の順となっており、この4種類で全体の85パーセントを占めています。

図17 種類別排出量(平成20年度)



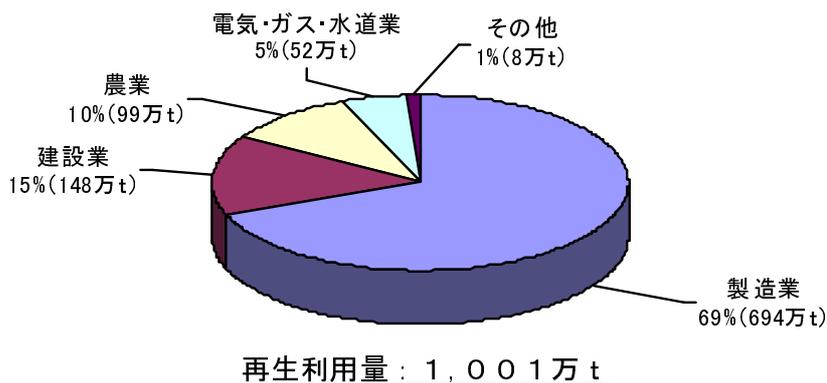
排出量：1,396万t

3 再生利用の状況

平成20年度の再生利用量は1,001万トンであり、このうち排出後、直接再生利用された量(直接再生利用量)が655万トン、中間処理後再生利用された量(中間処理後再生利用量)が346万トンとなっています。

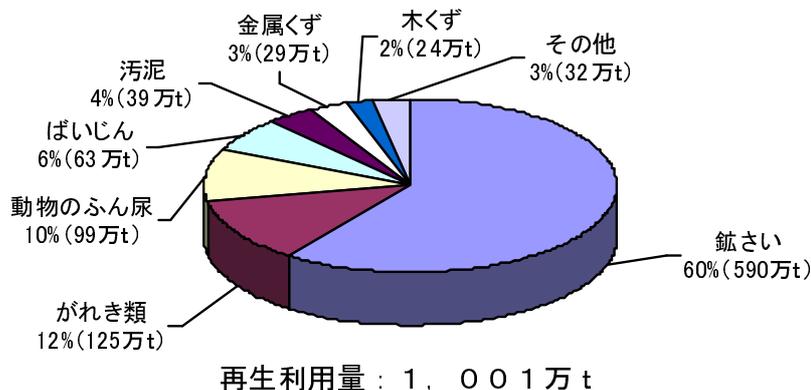
これを業種別に見ると、製造業が最も多く、以下、建設業、農業、電気・ガス・水道業となっており、この4種類で全体の99パーセントを占めています。

図18 業種別再生利用量(平成20年度)



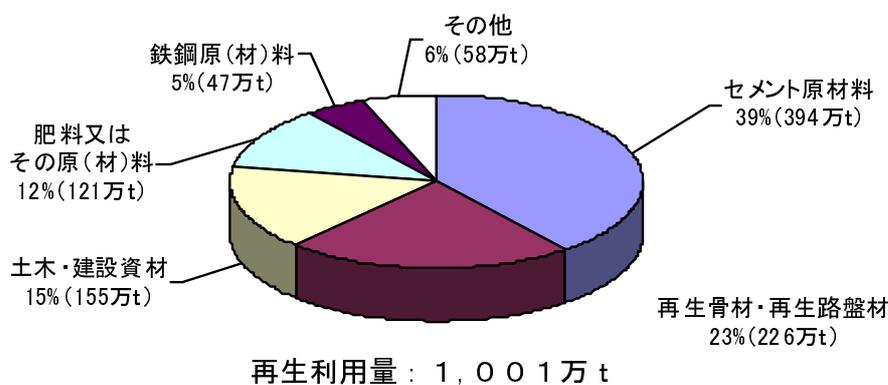
次に廃棄物の種類別に見ると、鉱さいが最も多く、以下、がれき類、動物のふん尿、ばいじんの順となっており、この4種類で全体の88パーセントを占めています。

図19 種類別再生利用量(平成20年度)



次に再生利用の用途別に見ると、セメント原材料が最も多く、以下、再生骨材・再生路盤材¹¹、土木・建設資材、肥料又はその原(材)料の順となっており、この4種類で全体の89パーセントを占めています。

図20 用途別再生利用量(平成20年度)



11 再生骨材・再生路盤材：がれき類や鉱さいなどから再生される粗骨材（砂利）、細骨材（砂）、道路舗装用材のこと。

4 最終処分の状況

最終処分量は53万トン（排出量の3.8%）となっており、その内訳を業種別に見ると、建設業が最も多く、以下、製造業、電気・ガス・水道業の順となっており、この3業種で全体の96パーセントを占めています。

また、最終処分量の内訳を種類別に見ると、汚泥とばいじんが最も多く、以下、がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鋳さい、廃プラスチック類の順となっており、この6種類で全体の79パーセントを占めています。

図21 業種別最終処分量(平成20年度)

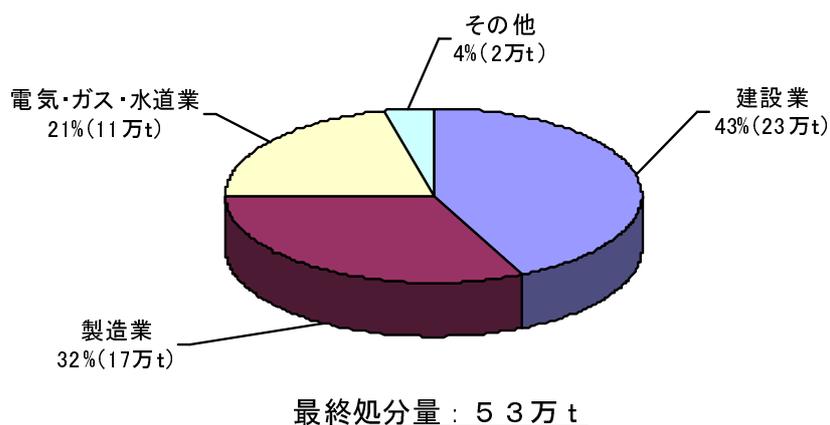
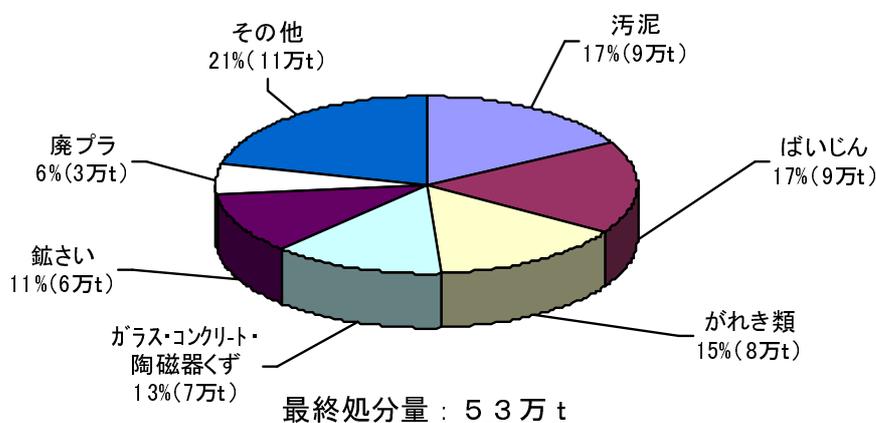
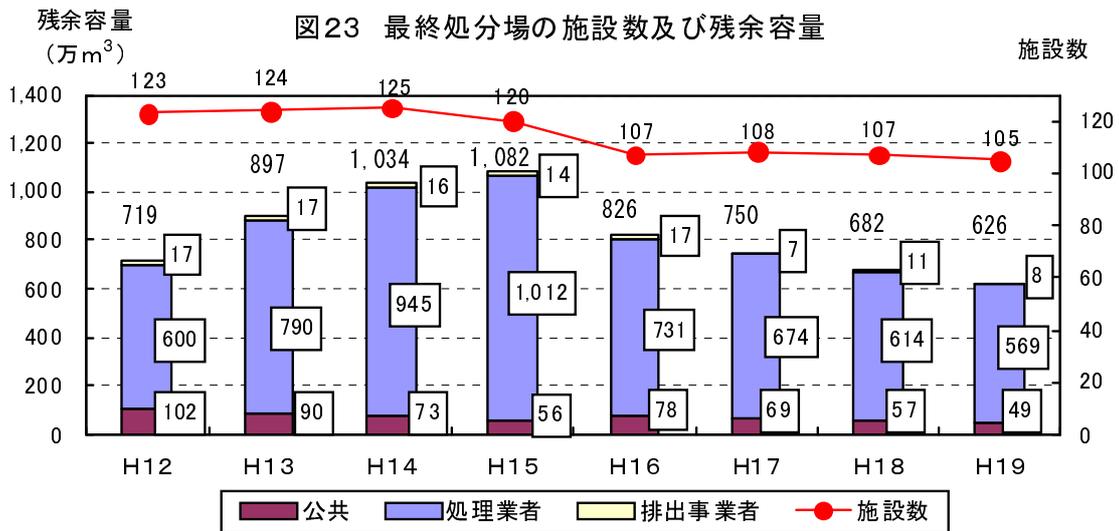


図22 種類別最終処分量(平成20年度)



5 最終処分場の施設数及び残余容量の推移

県内の最終処分場の施設数は、平成14年度以降徐々に減少しています。また、その残余容量は、平成15年度以降減少を続け、平成19年度末現在で626万m³で、残余年数が7年と逼迫した状況にあります。



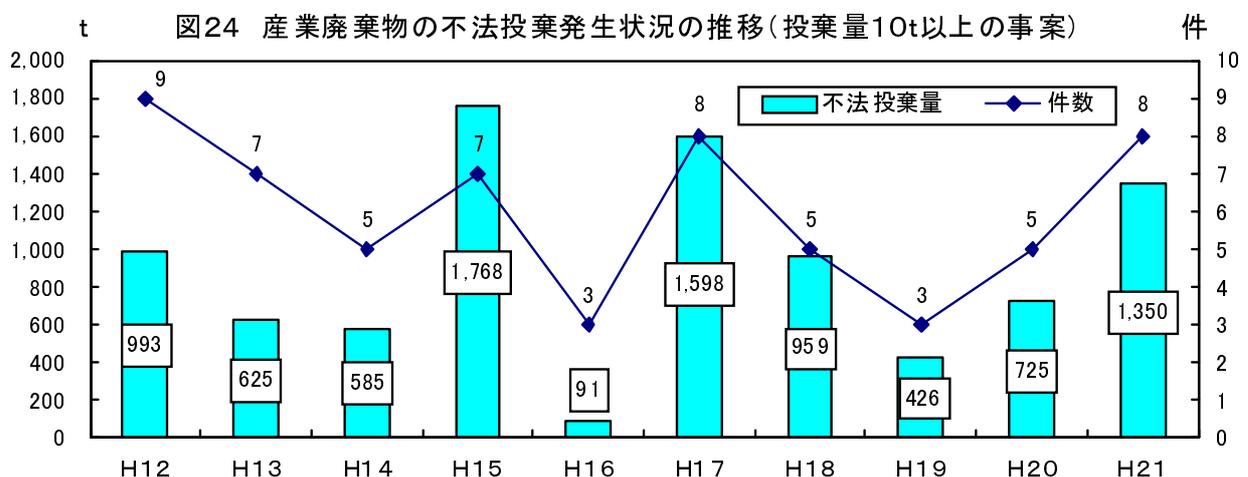
第4表 最終処分場の設置等状況 (平成19年度末現在)

設置主体	施設数				残余容量 (万m³)				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型処分場	5	67	1	73	3	365	12	380	6.5
管理型処分場	7	23	2	32	5	204	37	246	8.1
計	12	90	3	105	8	569	49	626	7.0

- (注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
 2 残余年数は、平成19年度の埋立量の実績(管理型30万立方メートル、安定型58万立方メートル)から試算したもの。
 3 安定型処分場：地下水を汚染しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類のみを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 4 管理型処分場：浸出水による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、しゃ水工、集水設備、浸出水処理設備等が設けられ、燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい及びばいじんなどを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。

6 不法投棄の状況

投棄量が10トン以上の不法投棄の発生状況は、ここ10年間、年間10件未満ですが、毎年発生しており、投棄量が1,000トンを超える年度もあります。



7 産業廃棄物の広域移動の状況

○ 県外産業廃棄物の県内への搬入状況

平成20年度に県外から県内へ搬入・処分された産業廃棄物の量は61.1万トンであり、うち、埋立された量は27.8万トン（搬入量の45パーセント）となっています。43都府県から搬入されており、主な搬出元は、岡山県、東京都、山口県、島根県及び愛媛県となっています。種類別では、主に汚泥、廃プラスチック類及び鉍さいが搬入されています。

○ 県内産業廃棄物の県外への搬出状況

平成20年度に県内から県外へ搬出・処分された産業廃棄物の量は81.5万トンとなっています。34道府県へ搬出されており、主な搬出先は、福岡県、山口県、大分県、高知県及び福岡県となっています。搬出された廃棄物は、主として、ばいじん及び汚泥がセメント原材料、がれき類は再生資材・再生路盤材として有効利用されています。

第5表 産業廃棄物の広域移動状況の推移

単位：万トン

年 度	県外からの搬入量	県外への搬出量
H15	62.2（うち埋立28.0）	66.4（うち埋立2.8）
H16	60.9（うち埋立30.8）	73.1（うち埋立3.4）
H17	65.7（うち埋立40.6）	73.7（うち埋立8.5）
H18	90.9（うち埋立32.4）	73.9（うち埋立0.7）
H19	61.4（うち埋立27.4）	70.7（うち埋立7.9）
H20	61.1（うち埋立27.8）	81.5（うち埋立7.9）

第 3 章 第 2 次 計 画 の 評 価

第 1 節 減量化目標の達成状況

第 2 次計画の減量化目標は、平成 22 年度を目標年度として、一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量に係る減量化目標を定めており、平成 20 年度の実績を基に達成状況の評価を行いました。

1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 排出量

平成 20 年度は 95.3 万トンであり、既に計画目標 96.0 万トンを達成しています。減少要因としては、生活系ごみでは、ごみの指定袋制度¹・有料化などの経済的手法に加え、出前講座、説明会、イベント等による住民の意識向上によるものが考えられます。また、事業系ごみでは、ごみの有料化などが考えられます。

(2) 再生利用量

平成 20 年度は 20.4 万トンであり、計画目標 24.0 万トンの達成は困難な状況にあります。容器リサイクル法による取組の拡大や、新たな手法（焼却灰のセメント原料化等）の導入などにより取組は進んでいますが、達成困難な主な要因としては、市町の回収統計量に反映されない別ルートでの資源化（集団回収量、持ち去り行為等）などが考えられます。

(3) 最終処分量

平成 20 年度は 11.0 万トンであり、既に計画目標 13.0 万トンを達成しています。減少要因として、人口減少に伴う排出量の減少や中間処理量の増加に伴う埋立量の減少が考えられます。

第 6 表 第 2 次計画の減量化目標（一般廃棄物（ごみ））

単位：万トン

区 分	平成 17 年度 実 績		平成 20 年度 実 績			平成 22 年度 計画目標	
	排出量に 占める割合		排出量に 占める割合	計 画 目 標 比		排出量に 占める割合	
排 出 量	106.6	—	95.3	—	△0.7%	96.0	—
再生利用量	21.4	20.1%	20.4	21.4%	▲15.0%	24.0	25.0%
最終処分量	15.9	14.9%	11.0	11.5%	△15.4%	13.0	13.5%

(注) △：計画目標値に比べて少ない(目標を達成している)

▲：計画目標値を超えている(目標を達成していない)

¹ 指定袋制度：市町が、ごみの排出抑制、分別徹底などを目的として、手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋の使用を排出者に依頼するごみ収集手法のひとつ。

2 産業廃棄物

(1) 排出量

平成20年度は1,396万トンと、計画目標1,453万トンを既に達成しています。

しかしながら、県内への産業の集積及び今後の経済活動の動向を踏まえた場合、さらに廃棄物の増加が見込まれるため、引き続き、排出削減に取り組む必要があります。

(2) 再生利用量

平成20年度は1,001万トンと、計画目標1,001万トンを既に達成しており、再生利用率でみても71.7%と、計画目標68.9%を上回っています。

再生利用率が目標値を上回った要因としては、鉱さい、ばいじん、汚泥のセメント原料化やがれき類の資源化が進んできたことが上げられます。

(3) 最終処分量

平成20年度は53万トンと、計画目標47万トンを達成していません。

これは、再生利用率が上昇したものの、鉄鋼業の生産量の増加に伴った鉱さいの排出量の増加が影響したものと考えられます。

今後は、さらに引き続き、再生利用率の向上を図るなど、最終処分量の削減対策に取り組む必要があります。

第7表 第2次計画の減量化目標（産業廃棄物）

単位：万トン

区 分	平成17年度 実 績		平成20年度 実 績			平成22年度 計画目標	
	排出量に 占める割合		排出量に 占める割合	計 画 目 標 比		排出量に 占める割合	
排 出 量	1,357	—	1,396	—	△3.9%	1,453	—
再生利用量	924	68.1%	1,001	71.7%	0.0%	1,001	68.9%
最終処分量	60	4.4%	53	3.8%	▲12.8%	47	3.2%

(注) △：計画目標値に比べて少ない(目標を達成している)

▲：計画目標値を超えている(目標を達成していない)

第2節 施策の実績・効果

1 循環型社会の実現に関する施策

(1) リサイクルの推進

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、産業廃棄物排出抑制リサイクル関連研究開発費助成事業、産業廃棄物排出抑制リサイクル施設整備費助成事業及び循環型社会形成推進機能強化事業などを実施し、事業化4件の研究開発実績が得られるとともに、年間3万トンの廃棄物リサイクルが可能となる施設整備が行われました。

(2) エコタウン構想の推進

びんごエコタウン構想¹に基づいて、「びんごエコ団地」の整備(6区画)や分譲(2区画)を実施しました。

また、引き続き、福山リサイクル発電事業を実施し、可燃ごみからの熱回収などを広域的・効率的に行うことで、ダイオキシン類・CO₂の削減等環境対策及び資源・エネルギー対策を推進しました。

(3) 環境意識の向上及び自主的行動の推進

広島県環境学習推進実施計画に基づいて、環境学習・環境教育を指導する環境保全アドバイザー²等の人材養成(平成21年度末現在:環境保全アドバイザー292名)を行うとともに、環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の普及啓発を図りました。

ひろしま地球環境フォーラム³等の環境保全団体と連携し、事業者、地域、家庭における3R推進運動等の自主的な取組や、企業等を対象とした環境マネジメントシステム⁴導入促進事業(平成21年度末現在:エコアクション21⁵認証取得事業所112社)を実施しました。

(4) 環境基本計画等の策定の促進

県・市町で設置する「環境行政総合調整会議」等において、市町による環境基本計画等の策定への技術的な支援を行い、平成21年度末現在で県内23市町のうち13の市町で計画が策定されました。

1 びんごエコタウン構想:平成12年3月に備後地域22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定された。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてエコタウンプランとして承認された。

2 環境保全アドバイザー:地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行う人材。県が実施または認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、登録を希望する者をアドバイザーとして登録し、地域での活用を促している。(※県の独自制度で平成6年度から実施)

3 ひろしま地球環境フォーラム:地球環境保全型社会を目指し、県民・事業者・団体・行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

4 環境マネジメントシステム:事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。

5 エコアクション21:中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、平成16年4月に環境省が制度化した環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

(5) 県の率先した取組

県自ら「事業者」として、率先的な取組を推進するため、「広島県環境配慮推進要綱」や「広島県グリーン購入方針」に基づき、公共工事や物品等の購入においてリサイクル製品を優先する環境配慮の取組を推進しました。

2 一般廃棄物に関する施策

(1) 発生抑制及び減量化

ア 生活系ごみの減量化等の推進

市町と連携して、ごみ分別排出の徹底や3R等推進の啓発を実施するとともに、ごみ排出量の状況やごみ収集有料化の導入状況等について、市町に情報提供を行うなど、ごみの減量化に向けた市町の取組を支援しました。

第8表 生活系ごみの排出状況

区分	H17	H20	対17年度比
生活系ごみ	66.1万t	60.8万t	▲8.0%

また、平成21年8月に、消費者団体、事業者、行政で「マイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定」を締結し、同年10月から県内でレジ袋の無料配布を中止しました。(平成21年度末現在：協定締結事業者数26事業者、約400店舗)

イ 事業系ごみの減量化等の推進

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみについて、ごみの分別の状況及び有料化の状況を市町に情報提供するなど、市町の取組を支援しました。

第9表 事業系ごみの排出状況

区分	H17	H20	対17年度比
事業系ごみ	40.5万t	34.5万t	▲14.8%

ウ 分別排出の徹底

ごみの減量化及びその適正処理の取組が円滑に実施できるよう、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針⁶(平成19年6月環境省)」について市町に情報提供し、市町の取組を支援しました。

エ 容器包装リサイクルの推進

容器包装リサイクル法に基づき、平成20年4月を始期とする広島県分別収集促進計画(第5期)を策定・推進するとともに、法の概要等について県ホームページに掲載し、分別排出の必要性を県民へ周知しました。

6 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針：市町が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示したものの。

オ ごみ収集の有料化の導入

市町に対し「一般廃棄物処理有料化の手引き⁷（平成19年6月環境省）」について説明を行うとともに、ごみ処理の有料化に向けた市町の取組を支援しました。

第10表 生活系ごみの有料化の状況（可燃ごみ、大型ごみ等の有料化）

区分	H17	H18
実施市町数	13	18
実施割合	56.5%	78.3%

カ 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

一般廃棄物の処理に係る事業コストの分析及び評価を行い、その能率的な運営を推進するため、市町に対し「一般廃棄物会計基準⁸（平成19年6月環境省）」について説明するとともに、市町の取組を支援しました。

（2）適正処理対策の推進

在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のため手引について、市町・関係一部事務組合へ周知し、取組を推進しました。

また、市町が漁協と連携して実施する海ごみの回収処理等を支援しました。

（3）処理施設の確保

既存施設の耐用年数・老朽化の状況などを勘案しながら、市町のごみ処理施設整備を支援し、焼却施設の新設・更新や灰溶融施設の導入を促進しました。

また、廃棄物発電やエネルギー利用技術の導入を通じた未利用エネルギーの利用を促進しました。

（4）生活排水対策（し尿等）の推進

広島県污水適正処理構想⁹（平成16年3月改定）に基づいて、公共下水道、農業（漁業）集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を推進することにより、污水处理人口普及率は年々上昇しています。

浄化槽の適正管理推進のため、浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査の実施について、パンフレットの配布等による啓発を実施しました。

法定検査（浄化槽法第11条に基づく検査）の受検率については、年々上昇しているものの、平成21年度は42.7%となっています。平成18年度に法定検査の受検率の向上等を図るため、検査体制を複数化（2法人体制）しており、法定検査機関及び市町と連携して法定検査の促進に取り組みました。

7 一般廃棄物処理有料化の手引き：市町が一般廃棄物処理の有料化の導入又は見直しを実施する際の手引きとして、有料化の仕組み作りや円滑な導入のための手法などを示したもの。

8 一般廃棄物会計基準：一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析方法について、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法など標準的な分析方法を示したもの。

9 広島県污水適正処理構想：し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、平成8年3月に策定した下水道、浄化槽等の処理手法の最適化計画のこと。

第 1 1 表 浄化槽法定検査機関

名 称	社団法人広島県環境保全センター	社団法人広島県浄化槽維持管理協会
公益法人の設立	昭和 5 6 年 3 月 4 日	平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日
検査機関の指定	昭和 6 1 年 3 月 2 7 日	平成 1 9 年 2 月 2 8 日

(5) 災害廃棄物対策の推進

災害時に多量発生する災害廃棄物の処理のために、市町における水害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理計画の策定支援を行いました。

3 産業廃棄物に関する施策

(1) 発生抑制及び減量化

産業廃棄物の埋立抑制や 3 R（発生抑制，再使用，再生利用）の推進を図るため，平成 1 5 年 4 月から経済的手法として産業廃棄物埋立税を導入し，その税収を活用して「リサイクルの推進」，「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」などに取り組みました。

(2) 適正処理対策の推進

産業廃棄物埋立税の税収を活用して，不法投棄監視体制の強化や産業廃棄物処理業者の情報公開，市町が実施する地域の廃棄物対策などを支援し，適正処理の徹底に努めました。

また，排出事業者や処理業者への立入検査を実施するとともに，マニフェスト制度の徹底及び電子マニフェスト¹⁰の普及を促進しました。

ダイオキシン類¹¹の削減対策として，産業廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の遵守を徹底するとともに，恒久基準不適合施設については，施設の改善又は廃止などについて指導しました。

処理困難なアスベスト¹²廃棄物，PCB¹³廃棄物，感染性廃棄物¹⁴については，立入検査等により適正な保管及び処理を指導しました。アスベスト廃棄物対策については，環境モニタリングを実施し，適正な処理の指導を実施するとともに，県内処理体制を整備するため，民間事業者が実施する無害化処理技術の開発・実証試験の支援に取り組みました。

10 マニフェスト，電子マニフェスト：マニフェストとは，産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する際，不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する産業廃棄物管理票のこと。インターネットを利用した産業廃棄物管理票を電子マニフェストといい，廃棄物の排出・処理状況を迅速かつ的確に把握することができる。

11 ダイオキシン類：一般に，ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び，コプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナPCB）のようにダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。物の燃焼に伴い発生するが，概ね 800℃以上の高温で安定的に燃焼することにより発生を抑制することができる。とされている。

12 アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で石綿（「せきめん」又は「いしわた」）と呼ばれている。石綿自体が直ちに問題なのではなく，人が吸い込むことにより肺線維症（じん肺），悪性中皮腫の原因になるといわれ，肺がんを起こす可能性がある。

13 PCB（Polychlorinated Biphenyl）：環境中で難分解性であり，生物に蓄積しやすく慢性毒性をもつ化学物質。油状の物質で電気機器の絶縁油などに使われた。

14 感染性廃棄物：感染性病原体を含むか，そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では，特別管理廃棄物とされている。また，在宅医療が普及し，家庭で注射や点滴など医療機関と同様の措置が行われる事例が多くなっているため，家庭や地域から排出される感染性廃棄物の処理が問題となっている。

また、P C B 廃棄物対策については、事業者に適正な保管を指導するとともに、保管されている、P C B 廃棄物の適正処理を促進するため、平成13年度から独立行政法人環境再生保全機構のP C B 廃棄物処理基金¹⁵に毎年度4千5百万円を拠出しています。

(3) 処理施設の確保

産業廃棄物最終処分場を確保するため、広島地域（出島地区）において、公共関与による新たな最終処分場の整備に取り組んできました。

4 不法投棄防止対策

不法投棄監視体制の強化

不法投棄の早期発見・早期解決を図る観点から、「不法投棄110番・ファックス」を設置して、県民から不法投棄に関する情報を幅広く収集してきました。

平成15年度に、県環境部に警察官等（2名）で組織する不法投棄対策班を設置（平成17年度2班体制）し、不法投棄監視体制の構築・強化を図りました。また、厚生環境事務所毎に関係機関、団体が参画した地区不法投棄等防止連絡協議会を設置し、不法投棄監視体制の強化を図りました。

さらに、警察本部・海上保安本部等と連携し、陸域・海上・上空からの定期的なパトロールを実施し、不法投棄の早期発見や重大事案の解決に向けた取組を実施しました。

15 P C B 廃棄物処理基金：国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成される基金で、日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）のP C B 廃棄物処理事業及び環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管するP C B 廃棄物の処理費用の軽減及びP C B 廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的として助成を行っている。

第3節 産業廃棄物埋立税の導入効果

1 産業廃棄物埋立税の概要

産業廃棄物の排出抑制等を図るため、平成15年4月から5年間の時限措置として産業廃棄物埋立税制度を導入し、平成20年4月から5年間延長しました。

第12表 産業廃棄物埋立税制度の概要

区分	内容
目的	経済的インセンティブによって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等を目的とする。
納税義務者	県内の産業廃棄物の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者（中間処理業者を含む）
課税対象	県内の最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。
税率	1,000円/トン
徴収方法	県内最終処分業者による特別徴収方式
税収用途	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。
課税期間	第Ⅰ期：平成15年4月1日～平成20年3月31日 第Ⅱ期：平成20年4月1日～平成25年3月31日
課税免除	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場へ搬入するもの）
概要図	

(注) 1 経済的インセンティブ：税負担の経済的手法により、廃棄物の排出抑制を図ること。
2 特別徴収方式：最終処分業者を特別徴収義務者と定め、その特別徴収義務者が排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、県に申告納入する方式。

2 税収を活用した積極的な事業展開（H19～H21）

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」を進めるための施策を行いました。

○ リサイクルの推進

産業廃棄物排出抑制リサイクル関連研究開発費助成事業、循環型社会形成推進機能強化事業による研究開発や産業廃棄物排出抑制リサイクル施設整備費助成事業による施設整備を実施し、事業化4件の研究開発実績や、年間3万トン規模のリサイクル施設整備が行われています。

○ 廃棄物対策の推進

不法投棄監視体制強化事業や地域廃棄物対策支援事業などを実施し、不法投棄対策を推進するとともに、産業廃棄物処分場高度監視事業により産業廃棄物処分場の不適正処理の監視などを実施しています。

○ 自主的環境活動の支援

事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業や各種環境学習事業を実施するなど、事業者や県民の自主的取組を促すための廃棄物に関する意識啓発や実践活動を行っています。

第13表 産業廃棄物埋立税活用事業一覧

区分	事業名 (H19~21年度)	主な効果・実績 (H19~21年度)
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物排出抑制リサイクル関連研究開発費助成事業 産業廃棄物排出抑制リサイクル施設整備費助成事業 リサイクル製品使用促進事業 循環型社会形成推進機能強化事業 びんごエコ団地企業立地支援事業 (H20~) リサイクル産業進出可能性調査事業 (H21) 地域エネルギーネットワーク推進事業 (H19~20) バイオマスエネルギー利用ネットワーク推進事業 (H19) 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物排出抑制リサイクル研究開発事業化件数1件 (※H18までに1件あり。) 循環型社会形成推進機能強化事業事業化件数2件 リサイクル施設整備助成件数6件 (整備済の処理能力10万t/年) 県工事における登録リサイクル製品の使用量 H19~20: 133,415t びんごエコ団地の造成工事・公募分譲整備5.8ha 分譲2.0ha
廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (H20~) 瀬戸内海水環境改善検討事業 (H21) 公共関与による新規廃棄物処分場整備事業 (H21~) 地域廃棄物対策支援事業 不法投棄監視体制強化事業 産業廃棄物行政情報管理システム整備事業 (H21) 産業廃棄物処理情報管理推進事業 産業廃棄物処理実態調査事業 (H19~) 産業廃棄物最終処分場高度監視事業 (H19~21) PCB廃棄物処理促進事業 (H19~) 海域環境改善調査事業 (H19~) 不法投棄防止パトロール事業 (H20~21) 廃棄物処分場緑化等環境整備事業 (H21~) ダイオキシン類等対策事業 (H20) アスベスト対策推進事業 (H19~20) 排出事業者適正処理対策事業 (H19) 	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者講習会の実施 優良な産業廃棄物処理業者の育成 H19~21: 69件 市町への不法投棄対策経費の助成 不法投棄対策班 (現職警官及び警察官OB) による不法投棄監視活動等の実施 産業廃棄物処理業者の許可、行政処分等の情報管理システムの整備 小型ヘリコプターによる産業廃棄物最終処分場の高度監視 PCB廃棄物処理計画の策定及び周知並びに適正処理の指導 車両、船舶及びヘリコプターによる定期的なパトロール等による不法投棄等の未然防止の実施 公共関与と処分場の緑化等の環境整備の実施 アスベスト廃棄物処理施設等への立入及び適正処理の指導の実施
自主的環境活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動支援事業 (H21~) 事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業 (~H20) 県民エコ運動支援事業 (H20) エコ事業所支援事業 (H20) 環境学習モデルタウン事業 (H19~H21) 環境基本計画等推進事業 (H20) 産学官連携協力推進事業 (H19) 環境学習ライブラリー推進事業 (H19) 	<ul style="list-style-type: none"> ひろしま地球環境フォーラムと連携した、事業者・地域・家庭における自主的取組の支援 環境学習指導者の育成や環境学習に積極的な市町に対する支援の実施 環境月間行事 (「環境の日」ひろしま大会) 等の実施 市町による環境基本計画策定を促進 エコアクション21導入に向けた支援事業の実施 子どもエコクラブの育成 大学環境ネットワーク協議会と連携した環境学習等の実施

3 産業廃棄物埋立税の導入効果

全般的に見ると、平成20年度の産業廃棄物の排出量は、第2次計画の計画目標である排出量1,453万トンを下回っており、最終処分量も計画目標は未達成ながら平成17年度実績の60万tを12%下回っています。

第14表 計画目標の達成状況 (産業廃棄物)

単位: 万トン

区分	平成17年度実績		平成22年度計画目標		平成20年度実績		備考
	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合	排出量	排出量に占める割合	
排出量	1,357	—	1,453	—	1,396	—	達成
最終処分量	60	4.4%	47	3.2%	53	3.8%	未達成

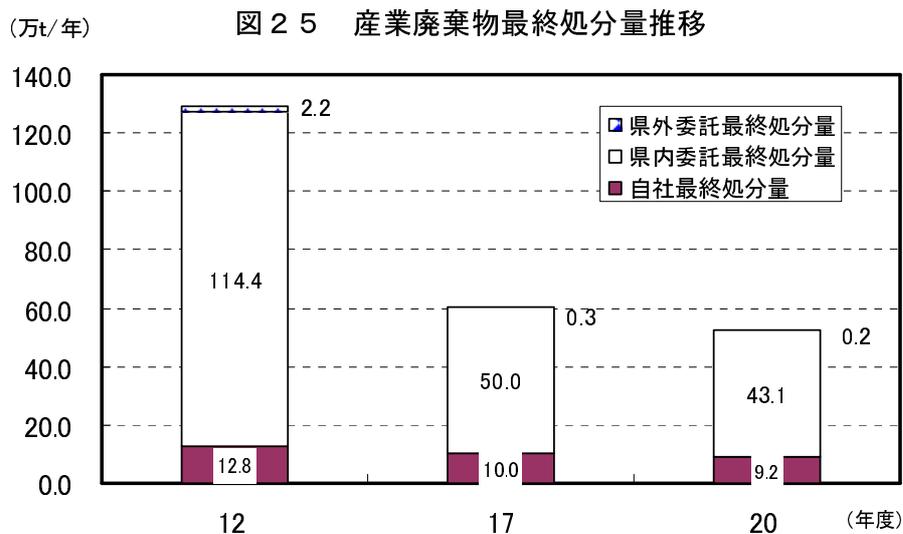
詳細に解析した結果は、次の(1)から(4)のとおりです。

(1) 県内処分場における最終処分量の推移

県内の最終処分場で処分された最終処分量の推移をみると、税導入により県内処分場への搬入抑制が図られ、最終処分量は税導入前の概ね半分となったことが分かります。

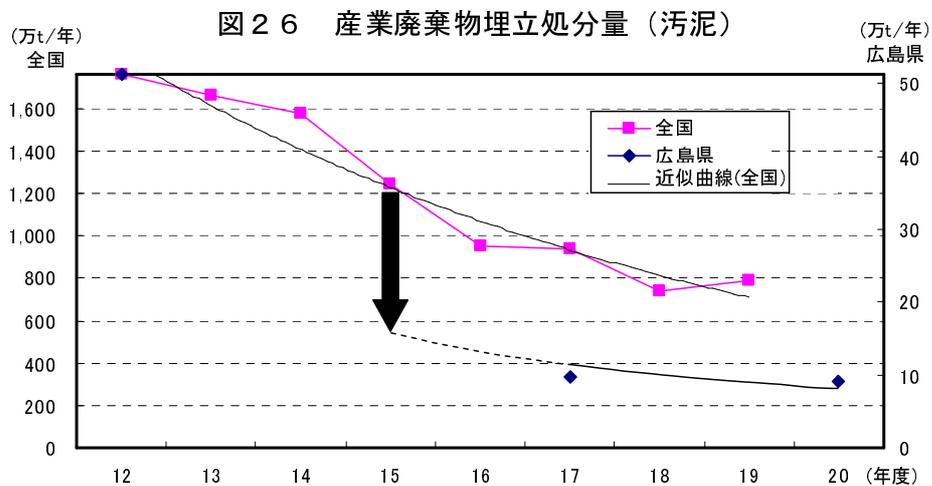
内訳をみると、税徴収対象外（自社処分場での処分）のものは、税導入前後ともにほぼ横ばいで推移しているのに対し、税徴収対象のものは税導入後大幅に減少し、税導入前の概ね半分となっています。

なお、導入後、平成17年度と平成20年度は、ほぼ同じ傾向にあります。



(2) 全国との比較

全国的に一番排出量が多い汚泥について、全国の最終処分量は着実に減少しているが、広島県では税導入以降急激に減少しており、税導入の影響を受けていると考えられます。（汚泥は全業種から排出されるため、さまざまな影響を排除しやすい種類）

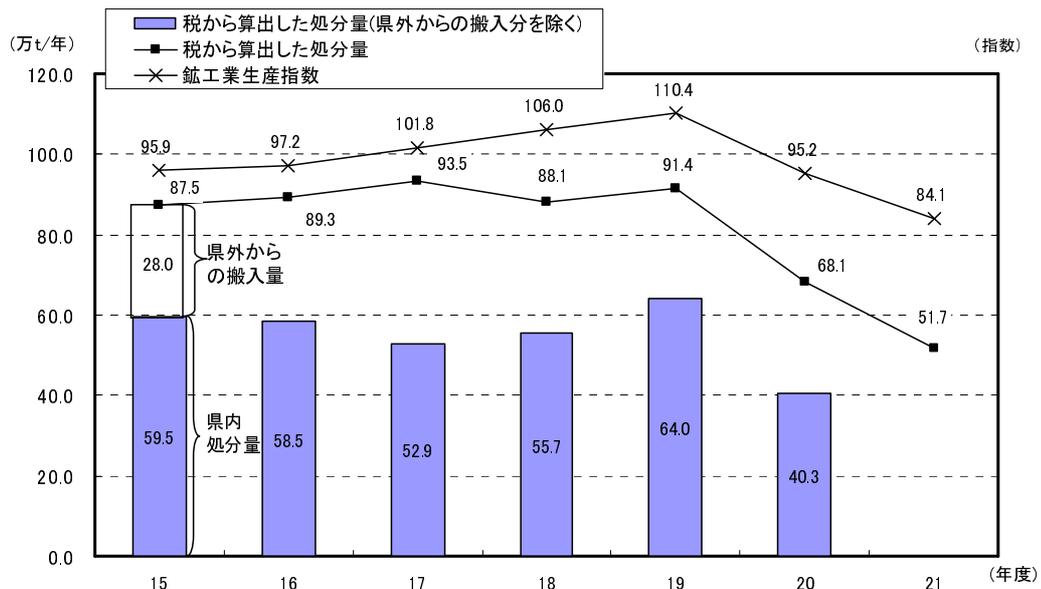


(3) 産業廃棄物埋立税からみた処分量と生産活動との比較

税導入された平成15年度以降、県内の処分場に最終処分された量は、ほぼ一定で推移していたが、リーマンショックの影響により平成20年度は2割程度減少しています。

これは、徴税効果により、平成15年度以降排出抑制効果が継続しているものの、平成16年度以降の新規効果は減少しているためと考えられます。

図27 産業廃棄物埋立税からみた処分量の推移



(4) まとめ

総合的に判断して、平成17年度以降、急激に最終処分量が減少しているのは、税導入による効果が高いためと判断されます。

時間の経過とともに、最終処分量の減少幅が小さくなってきていますが、徴税効果は継続しており、今後も税など、排出抑制に繋がるなんらかの経済的インセンティブが必要と考えられます。

課税期間が終了するまでに、有識者で構成する懇話会において、税充当事業について検証し、税制度のあり方について検討する必要があります。

第 4 章 廃棄物処理の課題

廃棄物の減量化・リサイクルの推進や処理施設の確保、適正処理の徹底などこれまでの取組を一層強化するとともに、低炭素社会との一体的実現も視野に入れた循環型社会の実現や社会環境の変化（高齢社会到来、アナログ放送終了等）への対応など、新たな課題への適切な対応が求められています。

第 1 節 循環型社会の実現

1 リサイクルの推進

- 事業活動に伴って排出される廃棄物の減量化・リサイクルの推進に当たって、事業者による自主的な 3R に係る取組を支援し、事業者の取組を促進する必要があります。
- 事業化に結びつくリサイクル技術の研究開発やリサイクル施設の整備を推進するとともに、付加価値の高いリサイクル製品の生産や廃棄物のリサイクルシステム構築の取組を支援し、循環型社会ビジネスを振興する必要があります。なお、循環型社会ビジネスの振興にあたっては、喫緊の課題となっている地球温暖化対策にも繋がるように配慮する必要があります。
- リサイクル製品の利用が停滞していることから、リサイクル製品について、家庭向け製品を開発し、リサイクル製品の販路や利用用途の拡大を図る必要があります。
- 最終処分率が高い又は再生利用率が低い汚泥や廃プラスチック類などの産業廃棄物に対して、リサイクルの取組を進める必要があります。
- 再生利用率が全国水準に達していない産業廃棄物（ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類及び木くず）については、再生利用率の向上を図る必要があります。
- レアメタルの回収など、新たな分野におけるリサイクルの必要性があります。
- 廃プラスチック類の燃料化などサーマル利用や廃棄物系バイオマス¹の利活用の推進を図る必要があります。
- 容器包装リサイクル法や食品リサイクル法など、各種リサイクル法が円滑に実施されるよう、普及啓発や関係者間の調整に努める必要があります。
- 農業系廃棄物の適正処理から利活用に至るまでの適切な手法を検討する必要があります。
- 下水道普及率の向上により増加傾向にある下水汚泥について、再資源化を進める必要があります。
- 引き続きリサイクルの推進が必要な中で、循環型社会ビジネスの振興につながるようリサイクル製品の開発に向けて、人材育成の必要性があります。

1 廃棄物系バイオマス：バイオマス（biomass）は、バイオ（bio＝生物、生物資源）とマス（mass＝量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材等をいう。

2 リサイクル産業の集積・育成

- 資源循環型産業の拠点となるリサイクル産業団地の整備を図る必要があります。

3 環境意識の向上及び自主的行動の推進

- 廃棄物処理の課題を解決するためには、県民や事業者が3Rに対する理解を深め、自主的な活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習を積極的に進める必要があります。
- その手法として、県民、事業者、団体、市町、県が相互に連携するなど地域全体の問題として取り組む必要があります。

4 市町による環境基本計画等の策定の促進

- 循環型社会の実現に向けた取組を促進するためには、市町において総合的な環境行政の基本となる「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」などを策定し、これらに基づく取組を計画的に進めていく必要があります。

5 県の率先した取組

- 県民、事業者、団体、市町などによる3Rの取組を促進するため、県が率先して、公共事業における廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進などに取り組む必要があります。

第2節 一般廃棄物

1 発生抑制及び減量化

- 一般廃棄物の更なる減量化のためには、県民、事業者、関係団体、行政が一体となって、3R（①リデュース：発生抑制、②リユース：再使用、③リサイクル：再生利用）を一層推進する必要があります。
- 市町の地域条件に応じた適切な一般廃棄物処理システム（分別収集・リサイクル・エネルギー回収・最終処分等）の見直しや処理コストの低減につながる取組が円滑に行えるよう市町の取組を支援する必要があります。

2 適正処理対策の推進

- 本格的な高齢社会を迎え、1人暮らし高齢者世帯が増加しており、家庭ごみを所定の排出場所まで持ち出すことが困難なことから、高齢社会に対応した処理体制を構築する必要があります。
- 平成23年7月にアナログ放送が終了することに伴い、大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、不法投棄の増加が懸念されることから、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理を住民へ周知徹底する必要があります。

- アスベスト廃棄物等有害な廃棄物の適正処理の確保が必要となります。
- 在宅医療廃棄物など社会情勢等の変化に伴って新たに家庭から発生する処理困難な廃棄物の適正処理を推進する必要があります。
- 一般廃棄物処理施設の運営について、県民への安全・安心の視点が必要となります。
- 漂流・漂着した海ごみ²による環境・景観の悪化、漁業被害等が懸念されることから、海ごみの発生抑制、処理体制の構築が求められています。

3 処理施設の確保・維持管理等

- 市町のごみ処理施設の計画的な整備の推進を図る必要があります。
- 市町村合併を踏まえた効率的・広域的な施設整備の推進を図る必要があります。
- ごみのリサイクル及びエネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進を図る必要があります。
- ごみ焼却施設の運転、点検、解体作業における、廃棄物焼却施設内作業でのダイオキシン類ばく露防止対策³を徹底する必要があります。
- 処理施設等の事故に伴い周辺環境に多大な影響を与えることから、事故発生時の緊急対応方法について事前に定めておく必要があります。
- 最終処分場跡地について、生活環境保全上支障が生じないように、適切な利用方法を検討する必要があります。

4 災害廃棄物対策の推進

- 台風や地震など災害時において、住民の生活環境を早急に復旧させるため、多量に発生する災害廃棄物の処理が問題となっています。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、単独の市町の処理能力等では迅速な対応ができない場合も想定されるため、周辺市町と相互に協力して処理する体制が求められています。

5 生活排水対策（し尿等）の推進

- 地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水、浄化槽の計画的な整備を図る必要があります。
- 浄化槽の適切な放流水を維持するため、適正な維持管理や法定検査の受検を促進する必要があります。

2 海ごみ：海底ごみ（海底に沈んでいるもの）、漂流ごみ（海中を浮遊しているもの）、漂着ごみ（海岸に打ち上げられたもの）の総称。

3 ダイオキシン類ばく露防止対策：廃棄物焼却施設における焼却炉等の運転、点検等作業及び解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へのばく露を未然に防止することが重要であることから、厚生労働省では、平成13年4月に労働安全衛生規則の一部を改正し、廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類へのばく露防止措置を規定した。

第3節 産業廃棄物

1 発生抑制及び減量化

- 排出事業者において、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収の順に、できる限り循環的な利用を行うという意識醸成を図る必要があります。

また、排出現場での分別を徹底してリサイクルが容易になるよう配慮するとともに、リサイクル製品を積極的に使用して、リサイクル製品の製造と使用が円滑に進むようにする必要があります。

- 発生抑制、減量化及び再生利用を推進するため、技術開発や施設整備が必要です。特に、再生利用が全国水準に達していない廃棄物の再生利用率の向上や、セメント需要の低迷により再生利用量が制約される可能性のある、セメント原料化に代わるリサイクルへの転換等に取り組む必要があります。

2 適正処理対策の推進

- 排出事業者に対しては、「排出事業者責任」を徹底するための啓発、指導を行う必要があります。特に、排出事業者は「委託した廃棄物」の処理確認が不十分な状況にあることから、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正使用、処理状況の確認の徹底、電子マニフェストの普及を図る必要があります。
- 依然として、排出事業者及び処理業者による不適正処理が発生しているため、立入り検査を強化して維持管理の適正化を推進するとともに、悪質な業者に対して厳格に対応する必要があります。
- 適正処理を推進するため、優良な処理業者の育成を図る必要があります。
- アスベスト廃棄物等有害な廃棄物の適正処理を徹底する必要があります。また、保管が義務付けられているPCBを含有する変圧器等（PCB廃棄物）の不適正処理等による環境汚染を防止するため、保管事業者に、PCB廃棄物を日本環境安全事業(株)北九州事業所等の処理施設で処分するまで、適正に保管するよう周知・徹底する必要があります。
- 県外から搬入された廃棄物の不適正処理が発生しているため、これらの廃棄物を監視する必要があります。

3 処理施設の確保・維持管理等

- 最終処分場、焼却施設等の設置・管理による生活環境保全上の問題が生じないように、厳正な審査・検査を行う必要があります。
- 民間処分場の設置が困難な状況にあるため、これを補完する公共関与処分場を計画的に整備する必要があります。
- 処理施設の設置に当たり、設置者・地域住民の間での紛争を防止するため、関係者間の合意形成を図る必要があります。
- アスベストを含む建材を使用した建物の解体等により、アスベスト廃棄物の増大が予測されることから、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設を確保する必要があります。
- 地球温暖化対策の観点から、焼却施設の熱回収を推進する必要があります。

第4節 不法投棄防止対策

- 不法投棄の監視や不法投棄防止の対策・啓発等を実施していますが、依然として、不法投棄が発生している状況にあるので、さらなる監視、関係機関との連携強化、県民・多様な組織等からの情報提供などにより、不法投棄しにくい社会を醸成するとともに、原因者に対しては、処分・処罰など厳正な対応を徹底する必要があります。
- 市町が行う不法投棄防止対策への助成の継続や市町併任職員による監視等、県と市町が一体となった不法投棄防止対策を行う必要があります。
- 平成23年7月にアナログ放送が終了することに伴い、大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、不法投棄の増加が懸念されることから、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理を住民へ周知徹底する必要があります。【再掲】

第5章 減量化目標の設定

第1節 一般廃棄物（ごみ）

1 将来推計

平成27年度における一般廃棄物（ごみ）の排出量，再生利用量（それぞれ集団回収量を含む。）及び最終処分量について，次のとおり平成14年度以降の実績等や将来推計人口などを基に推計し，県全体の排出量等を算定しました。

計画目標の考え方

- (1) 推計により集団回収量を算出し，集団回収量等を含めた『推定実態』により目標を設定。(①)
- (2) 集団回収量を除いたものを，計画目標値(②)とする。

推定実態による目標設定

現状(20年度)
排出量：95.3万t
再生利用量：20.4万t
最終処分量：11.0万t

集団回収量
加算

現状(20年度)
排出量：100.6万t(5.3万t)[※]
再生利用量：25.7万t(5.3万t)[※]
最終処分量：11.0万t

人口等こ
より推計

将来推計(27年度)
排出量：93.0万t(5.7万t)[※]
再生利用量：25.4万t(5.7万t)[※]
最終処分量：10.1万t

各種施策の
展開

目標設定の考え方

排出量(集団回収量除く)：平成20年度に対し，10%削減
(内訳：人口減等により8%，施策展開により2%削減)
集団回収量：将来推計値(一人当たりの原単位の伸び等により7%増)を下回らない

再生利用量：第2次計画の再生利用率目標(29.1%)を達成
(第2次計画では，未達成の見込み)

最終処分量：平成20年度に対し，1.5万t削減(▲14%)
内訳

- ①排出量の削減目標によるもの10%
 - ・人口減等8%，排出量削減施策展開2%
- ②処分量削減施策展開により4%
 - ・熔融スラグ利用促進3%
 - ・その他の施策展開1%

計画目標(27年度)②

排出量：85.8万t
再生利用量：20.9万t，24.4%
最終処分量：9.5万t，11.1%

集団回収量
控除

推定実態による目標(27年度)①

排出量：91.5万t
(5.7万t)[※]
再生利用量：26.6万t，29.1%
(5.7万t)[※]
最終処分量：9.5万t，10.4%

※()内は集団回収量で，排出量等の内数

第15表 一般廃棄物（ごみ）の将来推計

単位：万トン

区分		年度	現 状 【20年度】	将来推計			
				【27年度】	排出量Aに 占める割合	排出量Cに 占める割合	対20年度比
排 出 量	市町回収(A)		95.3	87.3	100%	—	▲8.4%
	集団回収(B)		5.3	5.7	—	—	—
	合計(C:A+B)		100.6	93.0	—	100%	—
再 生 利 用 量	市町回収(D)		20.4	19.7	22.6%	—	—
	集団回収(B)		5.3	5.7	—	—	—
	合 計(D+B)		25.7	25.4	—	27.3%	—
最終処分量			11.0	10.1	11.6%	10.9%	▲8.2%

将来予測の推計方法

推計人口：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」を基に推計しました。（本推計は5年ごとの予測結果であるため、予測結果がない年度については三次曲線式を用いた線形補完により推計）

排出量：①生活系，②事業系，③集団回収量に分け，①及び②については市町別に将来推計し合計しました。③については，全県で将来推計しました。

① 生活系：平成14年度から平成20年度までの1人1日当たり排出量（原単位）を基に，トレンド法により予測しました。（傾向がみられない場合は，平成20年度実績で推移するものと推定）

② 事業系：平成14年から平成20年度までの排出量を基に，トレンド法により予測しました。（傾向がみられない場合は，平成20年度実績で推移するものと推定）

③ 集団回収量：集団回収量の実績がある市町の平成14年度から平成20年度までの回収量を基に，1人1日当たり回収量を算出し，トレンド法により全県を推定しました。

再生利用量：平成16年から平成20年度までの再生利用率を基に，トレンド法により予測し，排出量に乗じて算出しました。

最終処分量：平成20年度の最終処分量を排出量推計値に乗じて算出しました。

※トレンド法とは過去の実績の傾向（トレンド）を基に，回帰式を用いて将来推計を行う方法

2 減量化目標

第2次計画の目標達成状況等を踏まえ、平成27年度の計画目標を次のとおり設定します。ただし、集団回収量は実態を把握することが困難なことから、排出量及び再生利用量の目標値から除いています。

【排出量】
平成20年度に対して10%削減します。

【再生利用量】
排出量に占める割合を24.4%にします。

【最終処分量】
平成20年度に対して14%削減し、排出量に占める割合を11.1%にします。

1人当たりの排出量は
平成20年度：912g/日であり
平成27年度：842g/日となります。
(目標年度)

【参考】国循環型社会形成推進基本計画
平成27年度目標値：1,067g/日※

※排出量に係る国循環型社会形成推進基本計画の目標値は、集団回収量を含んだものであり、集団回収量を除いた値は、1,015g/日となる。

第16表 一般廃棄物（ごみ）に係る減量化目標

単位：万トン

区分	年度	現 状		計 画 目 標		対 20 年 度 比
		【20 年 度】	【27 年 度】	排出量Aに占める割合	排出量Cに占める割合	
排 出 量	市町回収(A)	95.3	85.8	100%	—	<u>▲10%</u>
	集団回収(B)	5.3	5.7	—	—	—
	合 計 (C:A+B)	100.6	91.5	—	100%	—
再 生 利 用 量	市町回収(D)	20.4	20.9	<u>24.4%</u>	—	—
	集団回収(B)	5.3	5.7	—	—	—
	合 計 (D+B)	25.7	26.6	—	29.1%	—
最終処分量		11.0	9.5	<u>11.1%</u>	10.4%	<u>▲14%</u>

3 減量化目標の設定の考え方

(1) 排出量

平成20年度に対し、人口減等により8%（8万t）、施策の展開により2%（1.5万t）削減を想定して、合計10%（9.5万t）削減することとしました。

第17表 施策展開による排出量1.5万トンの削減見込み

目標設定の考え方	施策	削減見込み量
ごみ処理の有料化や食品リサイクル法の取組を推進し、排出抑制・減量化を推進します。	生活系ごみの有料化の推進	0.5万トン
	レジ袋無料配布中止等 生活系ごみの減量化	0.2万トン
	食品リサイクル・ループの構築の推進	0.3万トン
	その他の排出抑制施策	0.5万トン (5g程度/1人1日→紙1枚に相当)
	計	1.5万トン

(2) 再生利用量

第2次計画の目標を達成できなかったため、第2次計画と同じ再生利用率（24.4%、将来推計値より1.2万tの増加）を目標としました。

第18表 再生利用量1.2万トンの増加見込み

目標設定の考え方	施策	増加見込み量
古紙類や容器包装などの分別収集を徹底し、再生利用を推進します。	排出量削減に伴う減量分	▲0.3万トン
	古紙類の再生利用の推進等 分別排出の徹底	0.8万トン
	容器包装リサイクル法に基づく分別収集の促進	0.4万トン
	溶融スラグの利用促進等 リサイクルの推進	0.3万トン
	計	1.2万トン

(3) 最終処分量

平成20年度に対し、排出量の削減目標によるもの10%（0.9万t）、処分量削減施策の展開によるもの4%（0.6万t）削減を想定して、合計14%（1.5万t）削減し、排出量に占める割合を11.1%にしました。

第19表 施策展開による最終処分量0.6万トンの削減見込み

目標設定の考え方	施策	削減見込み量
溶融スラグの利用やプラスチック系ごみのサーマルリサイクルの推進により、埋立量を抑制します。	溶融スラグの利用促進等 リサイクルの推進	0.3万トン
	プラスチック系ごみのサーマルリサイクルの推進	0.2万トン
	再生利用の推進に伴う減量分	0.1万トン
	計	0.6万トン

第2節 産業廃棄物

1 将来推計

平成27年度における産業廃棄物の排出量等については、業種毎に過去の活動量指標（建設業：元請完成工事高，製造業：製造品等出荷額など）の実績を基に将来推計を行いました。

第20表 産業廃棄物の将来推計

単位：万トン

区 分	現 状 【平成20年度】		将来推計 【平成27年度】	
	排出量	排出量に 占める割合	排出量	排出量に 占める割合
排 出 量	1,396	—	1,517	—
再生利用量	1,001	71.7%	1,087	71.7%
最終処分量	53	3.8%	54	3.6%

2 減量化目標

第2次計画の目標達成状況等を踏まえ、平成27年度の計画目標を次のとおり設定します。

【排出量】

平成27年度推計に対して、1%削減します。

【再生利用量】

排出量に占める割合を72%にします。

【最終処分量】

排出量に占める割合を3.3%にします。

第21表 産業廃棄物に係る減量化目標

単位：万トン

区 分	現 状 【平成20年度】		計画目標 【平成27年度】	
	排出量	排出量に 占める割合	排出量	排出量に 占める割合
排 出 量	1,396	—	<u>1,502</u>	—
再生利用量	1,001	71.7%	1,081	<u>72.0%</u>
最終処分量	53	3.8%	50	<u>3.3%</u>

3 減量化目標の設定の考え方

(1) 排出量

事業活動の拡大等により将来推計は増加しますが、排出事業者の発生抑制の取組を促進することとし、将来推計から1%削減する目標としました。

第22表 目標とする排出量の削減

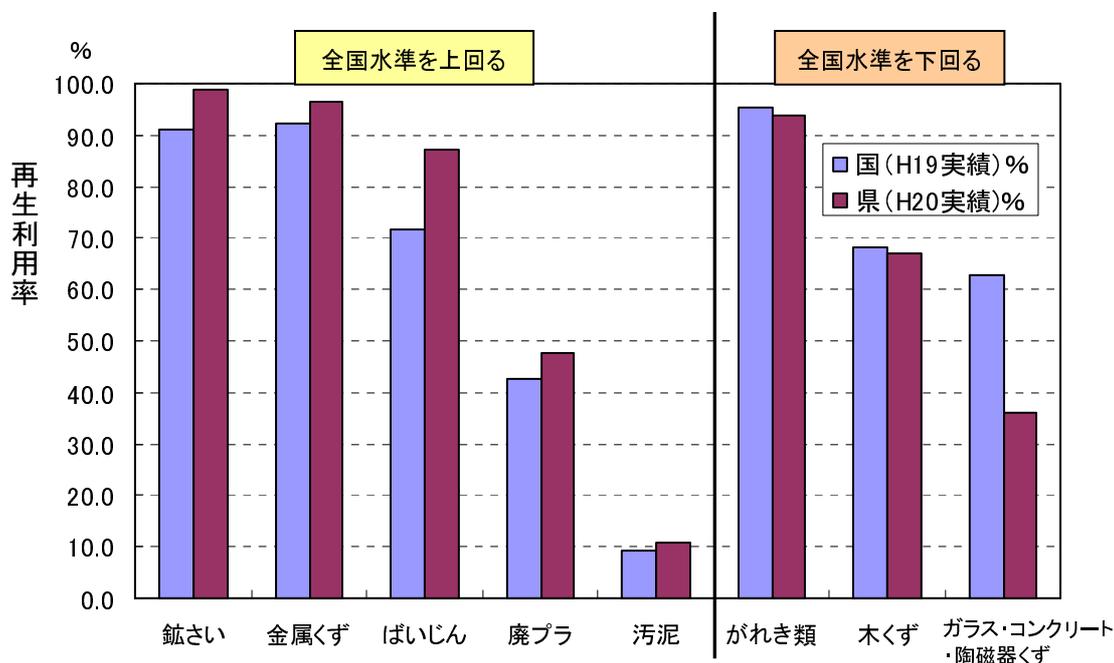
目標設定の考え方	施策	削減見込み量
多量排出事業者の減量化計画策定等を促進します。	多量排出事業者における減量化計画の策定指導	15万トン

(2) 再生利用量

再生利用が全国水準に達していない廃棄物の種類について、全国水準や国の目標値に向けて再生利用の向上を図るとともに、地球温暖化防止を推進するため、廃棄物の燃料化利用を促進することとし、5万トンの増加を見込みました。

この増加分と排出量の排出抑制による減少分（11万トン減少）を将来推計に加味し、再生利用量1,081万トン、再生利用率72%に設定しました。

図28 種類別再生利用率（産業廃棄物）の比較



第23表 施策展開による再生利用量4.5万トンの増加見込み

目標設定の考え方	施 策	増加見込み量	
全国の再生利用率の水準に引き上げ(※は、国の再資源化目標(建設リサイクル推進計画2008)に引き上げ)、再生利用量を増加させます。	建設混合廃棄物等の現場分別の徹底、再資源化施設整備支援等 建設廃棄物の減量化の推進	がれき類 ※	2.0万トン
		木くず	0.6万トン
		ガラス・コンクリート・陶磁器くず	0.6万トン
		建設混合廃棄物※	1.3万トン
	計	4.5万トン	

(3) 最終処分量

排出量の排出抑制及び再生利用量の増加により、将来推計から4万トンの削減が見込まれることから、最終処分量50万トン、最終処分率3.3%に設定しました。

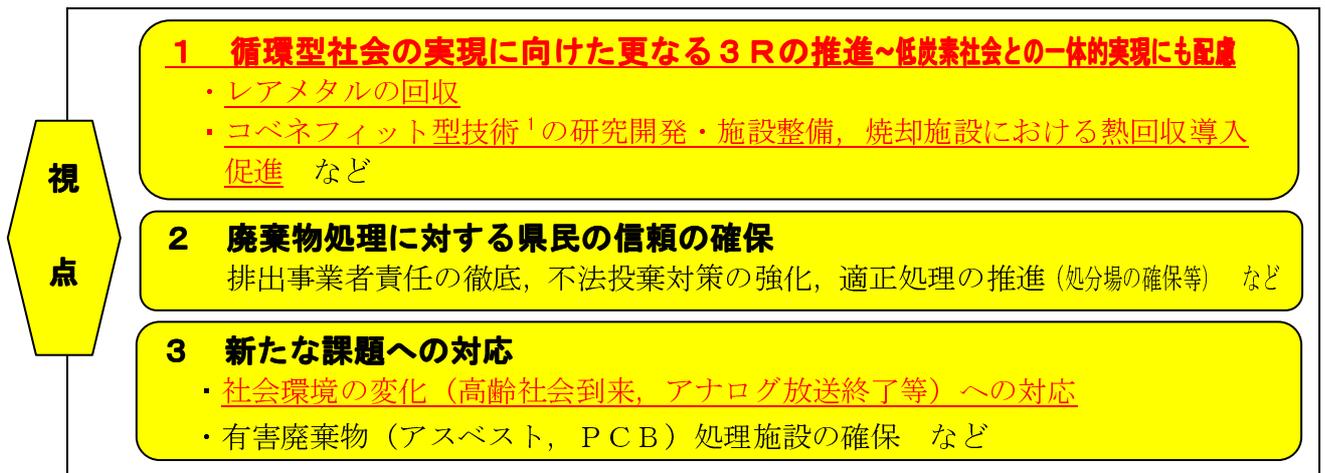
第24表 施策展開による最終処分量3.9万トンの削減見込み

目標設定の考え方	施 策	減少見込み量	
最終処分されていた廃棄物の再生利用量を増加させることにより、最終処分量を削減します。	建設混合廃棄物等の現場分別の徹底、再資源化施設整備支援等 建設廃棄物の減量化の推進	がれき類	2.0万トン
		ガラス・コンクリート・陶磁器くず	0.6万トン
		建設混合廃棄物	1.3万トン
	計	3.9万トン	

第 6 章 施策の展開

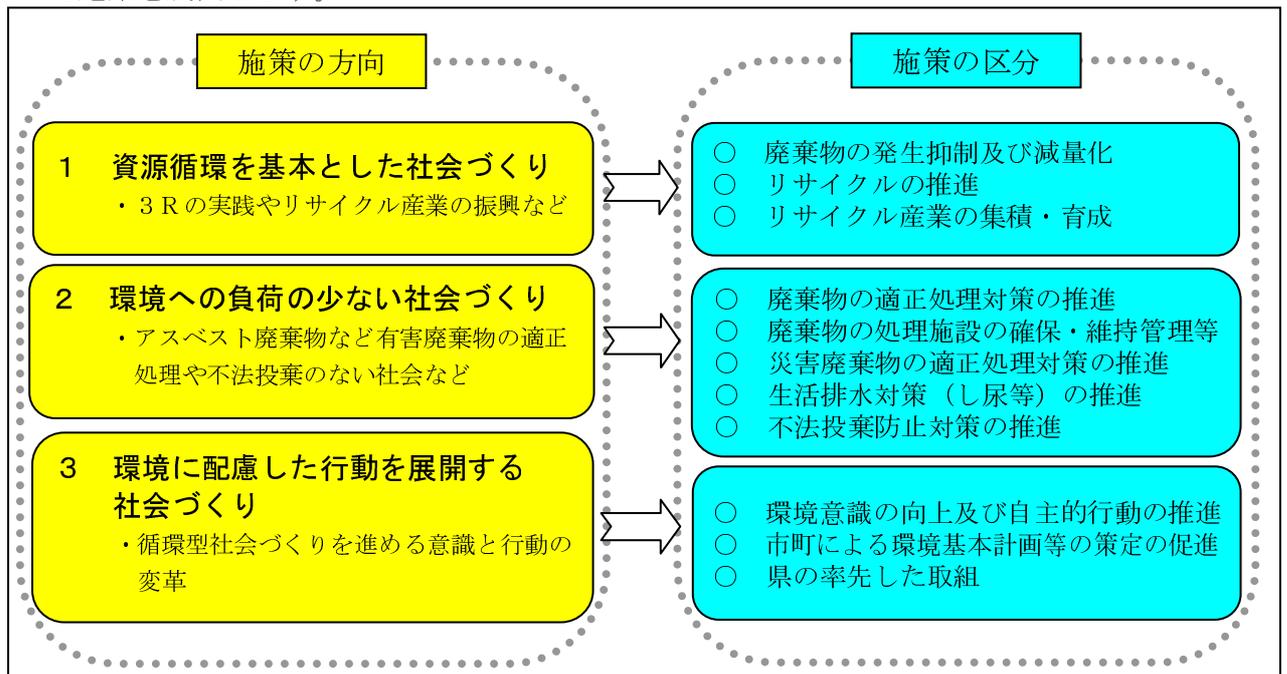
1 施策展開の視点

廃棄物に関する諸課題の解決のためには、環境への負荷が少なく、資源を有効に利用する循環型社会への転換をさらに推進していく必要があります。一方、今日では、地球温暖化を初めとする地球環境問題への対応も急務となっております。そこで、低炭素社会との一体的実現も視野に入れた、循環型社会の実現に向けたさらなる施策を展開することが重要であるとの観点から、県民・事業者・関係団体・行政などすべての主体が適切な役割分担のもと、次の視点から施策を推進します。



2 施策の方向

廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の 3 R と熱回収（サーマルリサイクル）等を通じた循環型社会の実現を図るため、次の方向で施策を展開します。



1 コベネフィット型技術：環境対策（廃棄物対策）と気候変動対策を同時に進めることができる技術のこと。

3 施策の体系

施策の方向		施策の区分	循環型社会の実現・一般廃棄物・産業廃棄物に関する施策
資源循環を基本とした社会づくり	廃棄物の発生抑制及び減量化	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活系ごみの減量化等の推進 ○ 事業系ごみの減量化等の推進 ○ 分別排出の徹底 ○ ごみ処理の有料化の導入 ○ 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進 ○ 容器包装リサイクル法の適正な運用
		産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減量化等の啓発・支援、リサイクル製品活用の積極的な広報〔拡充強化〕 ○ 多量排出事業者における減量化計画の策定指導〔拡充強化〕 ○ 建設廃棄物のリサイクルの推進〔拡充強化〕 ○ 廃プラスチック・木くずの燃料化による再生利用の推進 ○ 産業廃棄物埋立税制度の活用
	リサイクルの推進	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル技術研究開発・施設整備の推進〔拡充強化〕 ○ リサイクル製品の使用促進〔拡充強化〕 ○ リサイクル産業創出に係る人材育成〔新規〕 ○ シアメタルの回収の推進〔新規〕 ○ 熱回収（サーマルリサイクル）等の推進 ○ 各種リサイクル法の推進 ○ 農業系廃棄物・下水汚泥のリサイクルの推進
	リサイクル産業の集積・育成	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ びんごエコタウンモデル地区の形成促進 ○ 福山リサイクル発電事業の推進
	廃棄物の適正処理対策の推進	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会環境の変化に対応した処理体制の構築〔新規〕 ○ 適正処理の推進〔拡充強化〕 ○ 海ごみ対策のあり方を検討
		産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者責任の遵守の徹底〔拡充強化〕 ○ 監視指導の強化〔拡充強化〕 ○ マニフェスト制度による適正処理の推進〔拡充強化〕 ○ 有害産業廃棄物の適正処理の推進〔拡充強化〕 ○ 優良な産業廃棄物処理業者の育成〔拡充強化〕 ○ 産業廃棄物の広域移動の監視の強化
	廃棄物の処理施設の確保・維持管理等	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町の処理施設等の計画的整備の推進〔拡充強化〕 ○ 効率的な施設整備・広域的な取組の推進〔拡充強化〕 ○ ごみのリサイクル及び資源「3R」-回収・利用に配慮した施設整備の推進 ○ ダイオキシン類対策の徹底 ○ 事故防止対策の推進 ○ 最終処分場跡地利用の検討支援
		産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導〔拡充強化〕 ○ 公共関与による処理事業の推進 ○ 地域住民との合意形成の推進 ○ 埋立終了した最終処分場・跡地の安全対策の推進 ○ 無害化処理施設・「3R」-回収に配慮した施設整備の推進〔拡充強化〕
	災害廃棄物対策の推進	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町の処理体制の整備 ○ 広域的な相互協力体制の整備
	生活排水対策（し尿等）の推進	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道等の整備の推進 ○ 浄化槽の整備の推進 ○ 浄化槽の適正な管理の推進
不法投棄防止対策の推進	一般廃棄物 産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄監視体制の強化 ○ 不法投棄情報の収集〔拡充強化〕 ○ 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化 ○ 市町と県の連携〔拡充強化〕 ○ 市町の不法投棄防止対策に対する支援〔拡充強化〕 	
環境意識の向上及び自主的行動の推進	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境学習・環境教育の推進 ○ 環境情報の提供 ○ 各主体の取組支援・連携強化 	
市町による環境基本計画等の策定の促進	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町による環境基本計画等の策定の促進 	
県の率先した取組	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進 ○ グリーン購入の推進 	

※網掛けは新規又は拡充強化の施策

第1節 循環型社会の実現に関する施策

1 リサイクルの推進

(1) リサイクル技術研究開発・施設整備の推進【拡充強化】

廃棄物の発生抑制，減量化，リサイクルの取組を促進するため，事業者が実施するリサイクル技術の研究開発や施設整備及び産業廃棄物処理業界や大学による産学連携の活動を支援し，リサイクル産業の活性化を推進するとともに，リサイクル産業団地の整備など，地域におけるリサイクル産業の振興を図ります。

さらに，今後は，家庭向けリサイクル製品やコベネフィット型技術の研究開発・施設整備についての支援を強化するなど，リサイクル技術の活用範囲の拡大を図ります。

(2) リサイクル製品の使用促進【拡充強化】

県内で発生した廃棄物などを使用したリサイクル製品の利用を促進するため，所定の要件・基準に適合したリサイクル製品の登録を行い，県のホームページ，パンフレット等を通じて積極的な情報提供を行います。

また，登録リサイクル製品の県の事務・事業における率先的な使用などを通じて，普及の促進を図ります。

さらに，リサイクル製品の販路や利用用途の拡大に向けた取組の支援を強化していきます。

(3) リサイクル産業創出に係る人材育成【新規】

これまで，廃棄物の発生抑制，減量化，リサイクルの推進のために，事業者が行うリサイクル技術等の研究開発や施設整備などへの支援に取り組んできましたが，取組のさらなる進展を図り循環型社会ビジネスの促進につなげていくため，事業所でリサイクル技術等の研究開発などに携わる人材の育成に取り組んでいきます。

(4) レアメタルの回収の推進【新規】

使用済小型家電には，多種多様なレアメタルが含まれています。これらは，一般廃棄物の不燃ごみや粗大ごみとして排出され，鉄，アルミ等が一部回収されているものの，その多くは埋立処分されています。

資源の有効利用の観点から，使用済小型家電からのレアメタルの回収システムについて，市町，事業者等と連携して検討を行います。

(5) 熱回収（サーマルリサイクル）等の推進

再使用及び再生利用が困難で焼却せざるを得ない廃棄物をエネルギーとして活用することにより，地球温暖化防止に寄与します。

市町が設置するごみ焼却施設において，排熱を利用する廃棄物発電や熱供給システムなどが導入され，可能な限りごみがエネルギーとして利用されるよう，市町に対し技術的支援を行います。市町の支援に当たっては，国の「市町村における循環型社会

づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(平成19年6月環境省)」に基づいて、地域条件に応じた適切な処理システムへの見直し等が行われるよう配慮します。

また、木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用が進んでいないことから、先進的な取組事例や技術情報などの提供を通じて、廃棄物系バイオマスの利活用の促進に努めます。

(6) 各種リサイクル法の推進

各種リサイクル法が円滑に施行されるよう住民に対し、関係機関と連携して、普及啓発を行います。

また、各種法律によりリサイクルを進める上で課題となる点について、市町の要望等を踏まえながら、国への制度の見直しなどについて働きかけを行います。

第25表 各種リサイクル法の概要

区 分	施行年月	法 の 概 要
容器包装リサイクル法	H12.4 (改正H18.6)	市町村による分別収集(消費者による分別排出)及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムが規定されています。
家電リサイクル法	H13.4	小売業者による回収及び回収された使用済み家電製品の製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定されています。
食品リサイクル法	H13.5 (改正H19.6)	食品の製造・加工・販売業者が取り組むべき事項(食品廃棄物の再資源化)が規定されています。
建設リサイクル法	H14.5	建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続きなどが規定されています。
自動車リサイクル法	H17.1	自動車の所有者によるリサイクル料金の負担、関連事業者による使用済自動車の引取り・引渡し、自動車メーカー等によるフロン類、エアバック類、シュレッダーダストの引取り・再資源化等が規定されています。

(7) 農業系廃棄物、下水汚泥のリサイクルの推進

○ 家畜排せつ物のリサイクルの推進

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」及び「広島県資源循環型畜産確立基本方針」に基づいて、家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理・利用に必要な畜産業者の技術力の向上、畜産部門と耕種部門が連携した堆肥等の流通・利用の促進を図ります。

また、地域の実情に詳しい市町、関係団体と構成する地域資源循環型畜産推進指導協議会のもと、総合的な指導体制の充実を図ります。

○ 下水汚泥のリサイクルの推進

下水汚泥については、セメント原料や堆肥原料などへの利用を進めます。

また、バイオマス資源である下水汚泥の燃料化事業を検討します。

2 リサイクル産業の集積・育成

(1) びんごエコタウンモデル地区の形成推進

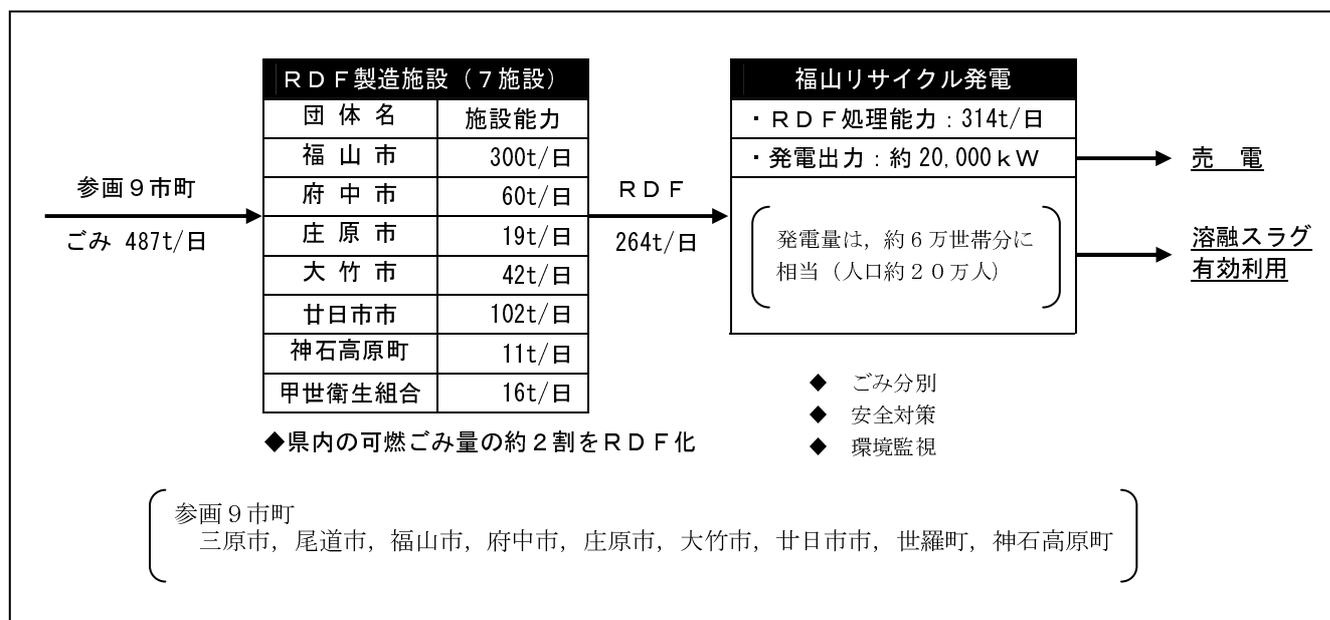
リサイクル産業の集積を通じた企業間連携の推進とリサイクル産業の育成を図るため、びんごエコタウンモデル地区（福山市箕沖町）内に整備（平成20年度）したびんごエコ団地をリサイクル事業者等に分譲し、リサイクル産業の立地を推進します。

(2) 福山リサイクル発電事業の推進

可燃ごみの広域処理とサーマルリサイクルを通じて、環境、資源、エネルギー対策を進めるため、引き続き、福山リサイクル発電事業（RDF発電・灰溶融）を実施します。

また、この事業の計画期間は平成30年度までとなっており、事業終了後のごみ処理や施設整備について検討する必要があることから、参画市町に対し、将来のごみ排出量や減量化の計画などを踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しなどについて技術的支援を行います。

図29 福山リサイクル発電事業の概要



3 環境意識の向上及び自主的行動の推進

環境学習・環境教育を指導する環境保全アドバイザー等の人材養成や環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の向上を図るとともに、県民や事業者等が環境に配慮した生活や事業活動が実践できるよう計画的に進めていく必要があります。

(1) 環境学習・環境教育の推進

○ 「ひろしま環境の日」「環境月間²」「3R推進月間」等の環境保全の啓発等に係る行事の実施

環境に対する県民の理解・関心等を高め、環境保全活動への積極的な参加を促すため、国・市町・民間団体と連携して、「ひろしま環境の日（毎月第1土曜日）」「環

境の日（6月5日）」、「環境月間（6月）」、「瀬戸内海環境保全月間（6月）」、「3R推進月間（10月）」、「浄化槽月間（10月）」等において、環境保全啓発等の行事を行い、県民・事業者等への啓発を図ります。

○ 環境学習セミナー、講演会等の開催

ひろしま地球環境フォーラム等との共催により、環境問題等に関する講演会を開催するなど、環境学習の機会の充実を図ります。

○ 学校における環境学習・環境教育の推進

環境学習指導者の紹介や啓発資料の配布を通じて、学校における環境学習・環境教育の推進や多様な主体が参画した環境学習の体制づくりを支援することにより、環境学習の一層の推進を図ります。

(2) 環境情報の提供

環境問題の現状や環境学習・環境教育に役立つ人材、教材、施設情報等を常時分かり易く提供するため、県ホームページの環境情報サイト（エコひろしま）等を利用した積極的な情報発信に努めます。

(3) 各主体の取組支援・連携強化

○ 環境にやさしい自主的活動の促進

ひろしま地球環境フォーラム等の環境保全推進団体との連携を強化し、事業者、地域、家庭における省資源・省エネルギー運動、3R推進運動等の自主的な取組を支援します。

○ 環境にやさしい企業活動の普及促進

企業等による環境マネジメントシステムであるISO14001³、エコアクション21等の導入を支援し、環境にやさしい自主的活動の促進を図ります。

4 市町による環境基本計画等の策定の促進

各地域での循環型社会の実現に向けた取組を促進するため、市町の総合的な環境行政の基本となる「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」などを策定し、これらに基づく実効ある取組を計画的に進めていく必要があります。

このため、県・市町で設置する「環境行政総合調整会議⁴」等において協議・調整を行い、市町による環境基本計画等の策定や環境行政をめぐる諸課題の解決に向けた取組に対し、技術的支援を行います。

2 環境月間：昭和48年から、毎年6月5日からの1週間を「環境週間」としていたが、平成3年からは、6月を「環境月間」とし、環境省ほか関係省庁、地方公共団体、民間団体などによって各種の普及啓発活動が行われている。

3 ISO14001：国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格（ISO9000シリーズ）などを発行している。

4 環境行政総合調整会議：県、市町などで構成し、市町の環境行政の諸課題に係る検討及び技術的調整等を行う会議。

5 県の率先した取組

県自ら「事業者」として、県の業務全般における循環型社会の実現に向けた率先的な取組を進めます。

(1) 公共事業における廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進

「広島県環境配慮推進要綱」に基づいて、県が行う公共事業について、計画・設計・工事の各段階における廃棄物の排出抑制・リサイクル、省資源・省エネルギー等の配慮状況を点検し、公共事業における環境配慮を推進します。

(2) グリーン購入の推進

「広島県グリーン購入方針」、「広島県登録リサイクル製品使用指針」等に基づいて、登録リサイクル製品など環境に配慮した物品や役務の調達、公共工事における再生資材の調達などを推進します。

また、「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」に基づいて、事務所等における省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化・リサイクル、職員の意識啓発などの取組を進め、エコオフィスづくりを推進します。

第2節 一般廃棄物に関する施策

1 発生抑制及び減量化

(1) 生活系ごみの減量化等の推進

生活系ごみの減量化に当たっては、住民及び事業者がこれまでの生活様式や事業活動を見直し、「もったいない⁵」の意識をもって、ごみの排出を減らす取組を実践することが重要です。

このため、住民に対し、マイバック運動やマイボトル・マイカップ持参の推進により、レジ袋無料配布中止、使い捨て容器の減少など、市町と連携した普及啓発を行います。

また、ごみの排出抑制につながる制度の導入や、BDF（廃食用油を原料にした軽油代替燃料）事業、食品残渣の排出抑制・有効利用が促進されるよう、国の動向を踏まえ、市町、事業者に対し技術的支援を行います。

5 もったいない：平成17年2月に、ケニアの環境副大臣でノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんが来日した際にこの言葉を知り、世界に広め環境保全の標語にしようと呼びかけたことから注目された。「もったいない」に代表される、物を大事にする日本の心が世界に広まり、環境にやさしい社会づくりや、地球温暖化などの環境問題の解決につながることを期待されている。

第26表 ごみ発生抑制に係る取組事例

区分	取組事例
事業者	レジ袋の使用抑制・有料化，過剰包装の抑制，梱包の簡素化，店頭回収の推進等
住民	マイバッグ・マイボトル・マイカップの持参，過剰包装を断る，集団回収の実施，リターナブル容器等の商品を選ぶ，生ごみ処理機等の利用，不用品交換・他用途への活用，エコクッキング，水切りの徹底，リサイクルシステムのある商品を選ぶ等
行政	マイバッグ運動，マイボトル・マイカップ持参の推進，集団回収の推進，環境教育・環境学習の推進，資源回収推進団体の育成と支援，生ごみ処理機購入補助等

(注) 1 リターナブル容器：洗浄するだけで再利用できる容器のこと。

2 エコクッキング：食物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さないよう工夫したり、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること。

(2) 事業系ごみの減量化等の推進

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみの発生抑制・減量化を進める上で、事業者が自ら事業系ごみの処理責任を自覚し、発生抑制、再使用、再生利用を積極的に推進することが重要です。

このため、市町が行う事業者への減量化指導や多量に排出する事業者への減量化計画の策定指導に対する助言のほか、業種に応じた3Rの方策について、業界団体等と連携した取組の強化を図ります。

特に、食品廃棄物については、食品リサイクル法に基づき、市町、事業者及び関係機関と連携して、食品廃棄物の更なる減量化・再生利用による排出抑制を促進します。

また、食品リサイクル法の対象外である学校給食や福祉・厚生施設由来の食品廃棄物について、排出抑制及び再生利用が推進されるよう、市町、事業者に対し助言します。

(3) 分別排出の徹底

ごみを適切に分別して排出することは、リサイクルの推進及び埋立量の削減につながります。

このため、市町に対し、国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月環境省）」に基づいて、必要に応じて分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの見直しを行い、事業を円滑に行うための技術的支援を行います。

また、可燃ごみに含まれる再生利用が可能な古紙について、住民に対し、分別排出を徹底し、古紙を中心としてごみのリサイクルが円滑に行われるよう、市町と連携した普及啓発を行います。

(4) ごみ処理の有料化の導入

ごみ処理の有料化は、ごみの減量化に一定の効果があるものとされています。

このため、市町に対し、国の「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成19年6月環境省）」を参考として、ごみ処理の有料化に向けた取組について技術的支援を行います。

(5) 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

市町の一般廃棄物処理に要するコストをより詳細に把握することは、ごみ処理における課題の抽出や、排出抑制及び効率的な処理等の施策に反映させることにつながります。

このため、市町に対し、国の「一般廃棄物会計基準（平成19年6月環境省）」に基づいて、廃棄物処理コストの分析を行い必要な施策を推進するための技術的支援を行います。

(6) 容器包装リサイクル法の適正な運用

容器包装廃棄物のリサイクルを円滑に実施するためには、適切な分別を徹底するなど住民の理解と協力が不可欠であることから、住民に対する分別排出の必要性等に関する啓発や、市町に対する分別収集の先進事例や新しい処理技術の情報提供などに取り組みます。

また、容器包装リサイクル法に基づき「第6期広島県分別収集促進計画」を策定し、各市町の「分別収集計画」が着実に実施されるよう、市町に対し、分別収集の取組について助言を行います。

2 適正処理対策の推進

(1) 社会環境の変化に対応した処理体制の構築【新規】

本格的な高齢社会の到来により、1人暮らしの高齢者世帯が増加し、所定の排出場所まで家庭ごみを排出することが困難となっています。快適な生活環境の確保のため、高齢社会に対応した、処理体制の構築に向け、市町に対し、先進事例などの情報提供を行います。

また、平成23年7月にアナログ放送が終了することに伴い、大量のアナログテレビが廃棄され不法投棄の増加が懸念されています。こうした不法投棄の未然防止及び早期是正を図るため、家電リサイクル法に基づく処理体制を住民へ周知徹底するとともに、引き続き、市町が実施する不法投棄の監視や不法投棄防止に関する啓発など不法投棄防止対策に関する事業に対する支援を行います。

(2) 適正処理の推進【拡充強化】

市町、一部事務組合及び民間の一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、一般廃棄物の適正処理の徹底について指導を行うとともに、特に、ごみ焼却施設や最終処分場におけるダイオキシン類対策の徹底を図ります。

また、在宅医療の進展により増加が予想される在宅医療廃棄物（家庭から排出される使用済注射針、点滴器具等）について、収集運搬時の針刺し事故等を防止し、適正処理を推進するため、国の「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き

(平成 20 年 3 月 在宅医療廃棄物の処理のあり方検討会)」を参考に、医療関係者等と連携を図りつつ、在宅医療廃棄物の処理について更なる取組が進められるよう、市町に対して技術的支援を行います。

さらに、アスベストを含む廃棄物については、県内に設置されたアスベスト廃棄物の熔融無害化処理施設による適正処理を推進するとともに、その他の処理困難な廃棄物(処理困難な廃棄物(消火器、廃FRP船等)については、国による広域認定制度⁶等の的確な運用を図るなど、適正処理ルートの確保に努めます。

一般廃棄物の不適正な処理を防止するため、引き続き、県民及び事業者等に対する野外焼却禁止等の規制内容の啓発に努めます。

市町が測定したごみ焼却施設の排ガス、最終処分場の放流水のデータ等については、施設の稼働により生活環境の保全に利害関係を有する住民からの求めに応じて閲覧させることが、廃棄物処理法で義務付けられています。また、平成 22 年の法改正により、これらの維持管理に関する情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することが義務付けられました。より円滑な施設運営を進めていくため、測定したより円滑な施設運営を進めていくため、測定したデータを適切に公表するよう、市町に対し助言します。

(3) 海ごみ対策のあり方を検討

海ごみのうち、漂着ごみ対策については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成 21 年法律第 82 号)が制定され、その処理責任が海岸管理者と定められました。各海岸管理者に対しては、市町からの情報を提供します。

一方、漂着ごみや海底ごみによる環境景観の悪化、漁業被害等が発生した場合には、関係機関で連携し、情報の収集・提供や、必要な海ごみ対策の検討を行います。

さらに、災害等により、大規模漂着ごみが発生した場合には、国の災害等廃棄物処理事業費補助制度等(ごみ量が海岸保全区域外で 150 m³以上が補助対象)を活用し、適正な処理を行うよう、市町に対し助言します。

3 処理施設の確保・維持管理等

(1) 市町の処理施設等の計画的整備の推進【拡充強化】

廃棄物を適正に処理するためには、焼却施設や最終処分場などを継続的に確保する必要があり、長期的かつ総合的な視点に立って、計画的に施設の整備を進める必要があります。

6 広域認定制度：製品が廃棄物となったもので、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者(製造事業者等)が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量、適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度のこと。

このため、将来のごみ、し尿の排出量や施設の耐用年数などを勘案して一般廃棄物処理基本計画を定期的に見直すなど、計画的な施設整備に向けた市町の取組について技術的支援を行います。

また、国の「循環型社会形成推進交付金⁷（3R推進交付金）」を活用し、廃棄物を資源化するマテリアルリサイクル推進施設、発電やバイオディーゼル燃料等への転換を行うエネルギー回収推進施設など低炭素社会に対応した施設の整備を行うため、構想段階から国、県、市町が参画して計画を策定することとしており、実施に当たり、市町に対し技術的支援を行います。

廃棄物運搬車については、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金⁸」を活用した低公害車及び次世代低公害車等の整備について、市町に対し周知を図ります。

廃止したごみ焼却施設については、廃焼却炉解体に対する循環型社会形成推進交付金による支援制度の活用を図り、早期に解体撤去するよう、市町に対し技術的支援を行います。

ごみ焼却施設の解体撤去に当たっては、作業員の健康被害を防止するため、労働安全衛生を確保し、国の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月厚生労働省）」に沿って実施するよう、市町に対し技術的な助言を行います。

また、これらの推進に当たっては、地域住民の信頼を確保し、理解を得ていくため、計画段階からの情報公開を促進します。

（2）効率的な施設整備、広域的な取組の推進【拡充強化】

複数の市町の連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用が容易になる場合があること、またごみ焼却施設の集約化による全連続炉化等により効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の地理的、社会的な特性を考慮した上で適正な施設の規模に確保に向け、広域的な取り組みを促進します。

また、廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが懸念されます。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、廃棄物処理施設をできるかぎり有効に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進し、施設の長寿命化・延命化に向けた市町の取組に対し技術的支援を行います。

7 循環型社会形成推進交付金：廃棄物処理施設整備費補助金の廃止に伴い、創設された国の交付金制度で、市町が（一部事務組合を含む）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5カ年）に基づき実施される事業の費用について交付される。

8 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金：市町等地方公共団体（一部事務組合を含む）が行う石油代替エネルギー及び省エネルギーに係る地球温暖化対策事業に対する国の補助制度

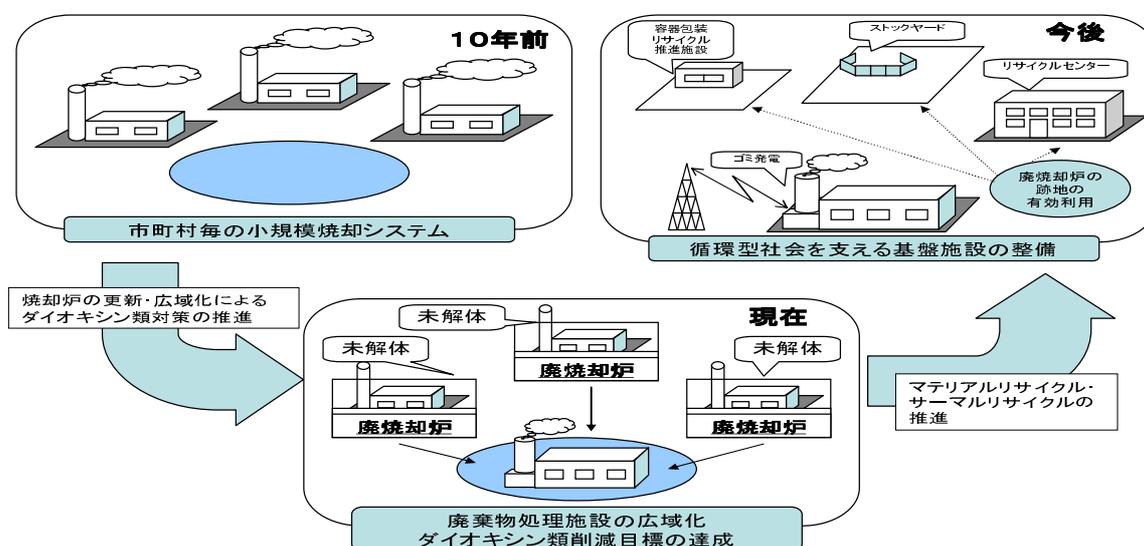
(3) ごみのリサイクル及び資源エネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進

廃棄物から資源やエネルギーを回収して再利用することは、地球温暖化対策の推進を図る上で重要な方策です。

今後とも、ごみ処理施設を新設・更新する際には、廃棄物発電や新技術による効率的な資源回収及びエネルギーの有効活用が推進されるよう、市町等に対し技術的支援を行います。

また、焼却灰を溶融固化した「溶融スラグ」について、J I Sの品質基準の制定⁹を踏まえ、今後さらに有効活用が図られるよう、公共事業等における利用を促進します。

図30 循環型社会を支える基盤施設の整備



(4) ダイオキシン類対策の徹底

焼却施設や最終処分場から排出されるダイオキシンの実態を的確に把握するとともに、施設の適正な設置や維持管理等を通じて、引き続きダイオキシン類の排出基準への適合を確保していきます。

ごみ焼却施設の解体撤去に当たっては、作業員の健康被害を防止するため、労働安全衛生を確保し、国の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月厚生労働省）」に沿って実施するよう、市町に対し技術的な助言を行います。

(5) 事故防止対策の推進

廃棄物処理における事故の未然防止や、事故が発生した場合の被害の拡大防止を図るため、国の「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成18年12月環境省）」に基づき、市町におけるマニュアルの策定について技術的支援を行います。

9 溶融スラグに係るJ I Sの品質基準の制定：溶融スラグをコンクリートの骨材又は一般道路用のアスファルトの骨材及び路盤材に用いる場合の規格が、平成18年7月に日本工業規格（J I S）として制定された。

(6) 最終処分場跡地利用の検討支援

最終処分場の跡地については、適切な維持管理を行った上で廃止された最終処分場跡地の有効利用の検討に対し、技術的支援を行います。

4 災害廃棄物対策の推進

(1) 市町の処理体制の整備

大型台風や地震による被害の発生などに備えて、災害廃棄物が迅速かつ的確に処理されるよう、市町は事前に「水害廃棄物対策指針（平成17年6月環境省）」及び「震災廃棄物対策指針（平成10年10月旧厚生省）」に基づいて、水害廃棄物処理計画及び震災廃棄物処理計画を策定し、組織・体制の整備を図るものとします。

また、一般廃棄物処理施設等の復旧対策について、適切な対応がされるよう、市町に対し技術的支援を行います。

さらに、災害廃棄物の応急的な処分に必要な一時集積場所や最終処分場の確保、施設の復旧等に必要災害等廃棄物処理事業費補助金の確保について、市町に対し助言します。

(2) 広域的な相互協力体制の整備

広範囲に災害が発生し、市町が単独では対応できない事態に備え、近隣市町との相互協力体制の確立が図られるよう、市町に対し助言します。

なお、県と広島県環境整備事業協同組合、広島県清掃事業協同組合及び広島県産業廃棄物協会においては、災害発生時の支援協力に関する協定を締結しています。

5 生活排水対策（し尿等）の推進

(1) 下水道等の整備の推進

平成8年3月に策定した広島県污水適正処理構想（平成16年3月改定）に基づいて、地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を進め、污水处理人口普及率の向上を図ります。

(2) 浄化槽の整備の推進

下水道、農業（漁業）業集落排水施設などの整備が困難な地域においては、国の「循環型社会形成推進交付金」、や「小型浄化槽設置整備事業」、「浄化槽市町村整備推進事業」の補助制度を活用した浄化槽の整備が図られるよう、市町の取組を支援します。

[省エネルギータイプの低炭素対応型浄化槽設置整備についても、これら事業の一環として市町の取組を支援します。](#)

また、生活排水対策の一環として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

第27表 広島県污水適正処理構想（平成16年3月改定）の整備目標

区分	事業名	平成14年度		平成19年度（目標）		平成25年度（目標）	
		処理人口 （千人）	普及率 （％）	処理人口 （千人）	普及率 （％）	処理人口 （千人）	普及率 （％）
集合処理	公共下水道	1,746	60.8	1,899	66.5	2,046	73.0
	農業・漁業集落排水	40	1.4	57	2.0	78	2.8
個別処理	浄化槽等	298	10.4	342	12.0	363	12.9
計		2,085	72.6	2,299	80.5	2,487	88.7

（注）平成19年度末の污水処理人口普及率「概ね8割」、平成25年度末「概ね9割」の達成を目指す。

（3）浄化槽の適正な管理の推進

し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、浄化槽の適正な維持管理の徹底や法定検査率の向上に向けて啓発するとともに、法定検査結果等に基づいて、浄化槽の効率的な立入検査を実施し、不適正な浄化槽については、改善等を指導します。

また、平成19年4月から導入した10人槽以下の浄化槽に対する効率化検査の実施などにより、引き続き、受検率の向上を図ります。

第28表 法定検査体制

指定検査機関	社団法人広島県環境保全センター	社団法人広島県浄化槽維持管理協会
新検査体制に伴う 法定検査の役割	新設時検査（浄化槽法7条検査）	—
	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に1回のガイドライン検査） ・11人槽以上（毎年のガイドライン検査）	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に4回の効率化検査）

（注）「ガイドライン検査」とは、浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成8年3月25日付け衛浄第17号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知、一部改正平成14年2月7日付け環廃対第105号）による検査のこと。

第3節 産業廃棄物に関する施策

1 発生抑制及び減量化

（1）産業廃棄物の減量化、排出抑制等の啓発・支援、リサイクル製品活用の積極的な広報【拡充強化】

循環型社会の実現のためには、まず、廃棄物の発生を抑制し、次に廃棄物の再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用が必要不可欠となります。産業廃棄物を排出する事業者に対してそうした意識を醸成するため、廃棄物の減量化、排出抑制等の啓発を推進するとともに、リサイクル製品の活用を図るための積極的な広報を実施します。

また、事業所内廃棄物の減量化や排出抑制に資する施設整備について、支援します。

(2) 多量排出事業者¹⁰における減量化計画の策定指導【拡充強化】

廃棄物処理法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）により減量化計画等の策定が義務付けられている多量排出事業者などに対し、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導します。また、法で規定された計画・実施状況の都道府県知事の公表（縦覧及びインターネットによる公表（平成22年の改正法で規定））により、事業者の自主的な取り組みを促し、減量化を推進します。

(3) 建設廃棄物のリサイクルの推進【拡充強化】

コンクリート、アスファルトコンクリート等のがれき類の再生品は、公共工事で積極的に使用することによりリサイクルを先導し、着実なリサイクルの推進を図ります。

建設汚泥は、工事現場内での再生利用を指導することにより、最終処分料の削減を図ります。

また、建築物の解体工事で発生した廃棄物については、リサイクルを容易にするため、分別解体又は現場条件に応じた分別の徹底を啓発します。

特に、アスベストを含有したボード（石綿含有廃棄物）及び廃石膏ボードについては、確実な分別徹底により、適正処理及びリサイクルを推進します。

(4) 廃プラスチック・木くずの燃料化による再生利用の推進

地球温暖化対策、資源の有効利用の観点から、近年、廃プラスチック類の燃料化（RPF）が進められていることから、引き続き、こうした取り組みを推進します。

また、木くずについては、原材料への使用又は熱利用により有効利用を図るとともに、木質バイオマス等の有効な再生利用について検討します。

(5) 産業廃棄物埋立税制度の活用

平成15年度に導入した産業廃棄物埋立税制度は、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化等を促進し、税収を活用して循環型社会の実現に向けた施策を図るうえで重要な制度です。

税活用施策について、平成23年度、外部有識者などとともに、更なる3Rの推進に向け、新たな施策展開のあり方について検討します。

10 多量排出事業者：廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）、条例は500トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。

2 適正処理対策の推進

(1) 排出事業者責任の遵守の徹底【拡充強化】

廃棄物処理の基本である、廃棄物を自らの責任において適正に処理する「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的に施策を展開し、適正処理を推進します。

排出事業者が産業廃棄物を委託して処理する場合においても、排出事業者は発生から最終処分の終了まで適正に処理する責任を有していることから、排出事業者処理状況の確認を徹底するよう指導します。

(2) 監視指導の強化【拡充強化】

排出事業者及び産業廃棄物処理業者の立入検査により適正処理を指導し、違反者に対する是正指導の強化や廃棄物処理法に基づく処分などにより、不適正処理の事案に迅速かつ厳正な対応を行います。

産業廃棄物の過剰保管等による不適正処理の事案が散見されていることから、平成22年の改正法で届出が義務付けられた事業場外の保管施設について、立入検査などにより監視を強化します。

また、排出事業者及び処理業者に、廃棄物処理法の内容（委託基準、処理基準、改正法、国の通知等を含む）の周知・徹底を図るため講習会等を開催するとともに、産業界等が自主的に行う広域的な処理体制の構築や環境保全活動などの取組を支援し、適正処理を推進します。

(3) マニフェスト制度による適正処理の推進【拡充強化】

産業廃棄物の処理を委託する際に使用が義務付けられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）を適切に運用し、排出事業者による委託した産業廃棄物の処理状況の確認、処理業者による適正に処理したことの伝達が確実に行われるよう指導し、マニフェスト制度の円滑な実施を図ります。

また、平成20年度から排出事業者に都道府県知事（政令市）への提出が義務化された前年度1年間のマニフェスト交付状況の報告¹¹について周知を図るとともに、産業廃棄物処理の流れの迅速かつ的確な把握、法の遵守、事務処理の効率化を図れる電子マニフェストの利用を啓発する対策を講じ、電子マニフェストの普及を促進させます。

(4) 有害産業廃棄物の適正処理の推進【拡充強化】

○ アスベスト廃棄物対策の推進

飛散性のアスベスト廃棄物については、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で溶融による適正処理を促進します。

11 マニフェスト交付状況報告制度：産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、平成12年厚生省令第115号によりこれまで提出が猶予されていたが、省令改正により、平成20年4月1日以降提出が必要となった。マニフェストを交付した排出事業者は、前年度におけるマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出しなければならない。

排出事業者及び処理業者等に対し、飛散性のアスベストは「廃石綿等処理マニュアル（平成17年8月環境省）」により、石綿含有量0.1%を超える含有物は「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成19年3月環境省）」により、適正処理の指導を行います。

また、解体現場、廃棄物処理施設の周辺における環境モニタリング調査を実施し、アスベストの飛散状況を監視するとともに、建設リサイクル法による解体等の届出のあった現場を、土木部局等と共同で立入し、建物の解体等のアスベスト除去工事、アスベスト廃棄物の適正な分別等について指導します。

○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進

中国・四国・九州地方で保管されているPCBを含有する変圧器等の電気機器（PCB廃棄物）は、平成20年度から日本環境安全事業株式会社（JESCO、北九州市）で、各県ごとに決められた日程で処理が行われています。平成20年3月に策定した広島県PCB廃棄物処理計画により、県内のPCB廃棄物を保管する事業者に対し、処理されるまでの適正な保管と計画的な処理を周知・徹底します。

PCBが微量に混入された廃棄物（微量PCB廃棄物¹²）は、その実態が不明なことから、混入の疑いのある電気機器を保有する事業者に対し、混入の状況を検査する費用を補助するなどして実態把握を行うとともに、国の認定を受けた無害化処理施設の設置を支援し、適正な処理を推進します。

○ ダイオキシン類削減対策の推進

産業廃棄物焼却施設や管理型最終処分場に対する行政検査により、基準の適合状況等の監視を行うとともに、産業廃棄物焼却施設から排出されるばいじんや燃え殻等のダイオキシン類含有量が低減化されるよう、高温での焼却や集塵装置による防塵の徹底など適切な維持管理を指導します。

○ 感染性廃棄物の適正処理の推進

医療機関及び産業廃棄物処理業者に対して、血液等が付着した注射針など感染性廃棄物が適正に処理されるよう、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成16年3月環境省）」に基づき、引き続き、適正処理の指導を徹底します。

また、鳥インフルエンザ等の新型インフルエンザについて、流行時においても、感染性廃棄物の処理が停滞せず安定的な処理が行われるよう、廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年3月環境省）」に基づき、従業員の感染防止等を定めた事業継続計画の策定を指導します。

（5）優良な産業廃棄物処理業者の育成【拡充強化】

国の「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（平成17年4月環境省）」に基づき、引き続き、産業廃棄物処理業者の適合認定を行います。

12 微量PCB廃棄物：PCB廃棄物のうち、電気機器等に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの。

適合認定業者については、平成22年の廃棄物処理法の改正で、許可の更新期間が延長される特例が創設されたことから、認定に係るメリット等を啓発して認定業者を育成するとともに、認定業者が優先的に委託先として選定される環境づくりを推進します。

また、社団法人広島県産業廃棄物協会とも連携して、処理業者が行う情報公開、社会貢献活動の取組を支援し、業界の健全な発展を支援します。

(6) 産業廃棄物の広域移動の監視の強化

「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」に基づく事前協議により、県外産業廃棄物の性状、排出工程及び搬入量などを確認・把握し、県外から過剰な産業廃棄物の搬入が行われないよう監視を強化します。

また、中国各県と、産業廃棄物の不適正処理等に係る情報交換を密にし、産業廃棄物運搬車両検査等の共同監視事業など、産業廃棄物の広域移動を監視する広域連携を検討します。

3 処理施設の確保・維持管理等

(1) 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導【拡充強化】

処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うとともに、処理施設の管理に当たっては、施設に対する信頼性等を確保するため、維持管理基準等の遵守を指導します。

焼却施設及び最終処分場については、平成22年の廃棄物処理法の改正で、5年に1回の定期検査で処理施設の構造基準の適合状況の確認を行うとともに、施設管理者に対して、維持管理状況をインターネット等により公表するよう指導し、安全性の確保を図ります。

(2) 公共関与による処理事業の推進

民間による最終処分場の確保が困難な状況の中で、広島市出島地区及び福山市箕沖地区において、公共関与による安全・安心な処分場を計画的に整備します。

福山市箕島地区における埋立処分事業は、引き続き、財団法人広島県環境保全公社の運営により実施するとともに、広島市出島地区については、地域住民の理解を得ながら、早期に埋立処分が開始できるよう事業を推進します。

(3) 地域住民との合意形成の推進

「産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱」に基づき、設置者による地元説明会の開催などを指導し、設置者と地域住民の間の合意形成が円滑に行われるよう調整を図ります。

また、地域住民の環境保全に関する要望等に応じて、環境保全協定を締結するよう助言し、処理施設に対する地域住民の理解と信頼の醸成に努めます。

(4) 埋立終了した最終処分場、跡地の安全対策の推進

埋立が終了する最終処分場について、廃止までの間の適正な管理を確保するため、法の規定に基づき、埋立終了後に必要となる維持管理費用の積み立てを指導します。

また、廃止した最終処分場の跡地を指定し、当該土地の形質変更などが行われる場合に、生活環境の保全上の支障が生じないように、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月環境省）」に基づいて、適正な跡地管理を推進します。

(5) 無害化処理施設、エネルギー回収に配慮した施設整備の推進【拡充強化】

アスベスト廃棄物及び微量PCB廃棄物の適正処理を推進するため、国の認定を受けて無害化処理施設の整備を予定する業者の取り組みを支援します。

平成22年の改正法で、廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受ける制度が創設されたことから、エネルギーの節減、廃棄物処理における地球温暖化対策を推進するため、認定を受けようとする業者の取り組みを支援します。

第4節 不法投棄防止対策に関する施策

1 不法投棄監視体制の強化

車両、船舶及びヘリコプターによる陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不適正事案の未然防止や早期発見を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底します。（図2-8 廃棄物不法投棄対策等実施体系図参照）

また、県庁に常駐する不法投棄対策班が行う機動的な監視活動や情報収集により、事案への対処能力の向上を図ります。

2 不法投棄情報の収集【拡充強化】

県庁に設置する「不法投棄110番・ファックス」、業界団体と締結した不法投棄通報協定等により、県民等から不法投棄など不適正処理に関する情報を幅広く収集し、関係機関に迅速な情報提供を行い、不法投棄事案等の早期対応、早期解決に努めます。

3 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

厚生環境事務所毎に設置した地元市町や警察署などの関係機関で構成する地区不法投棄等防止連絡協議会により、地域に根ざした監視・啓発活動を推進するとともに、町内会や各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図ります。

また、警察本部・海上保安本部等との合同監視パトロールや「全国ごみ不法投棄監視ウィーク¹³」と連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図ります。

13 全国ごみ不法投棄監視ウィーク：5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間。美しい日本、持続可能な社会をめざして、全国市長会が平成18年度に全国の市に呼びかけ創設されたもの。

4 市町と県の連携【拡充強化】

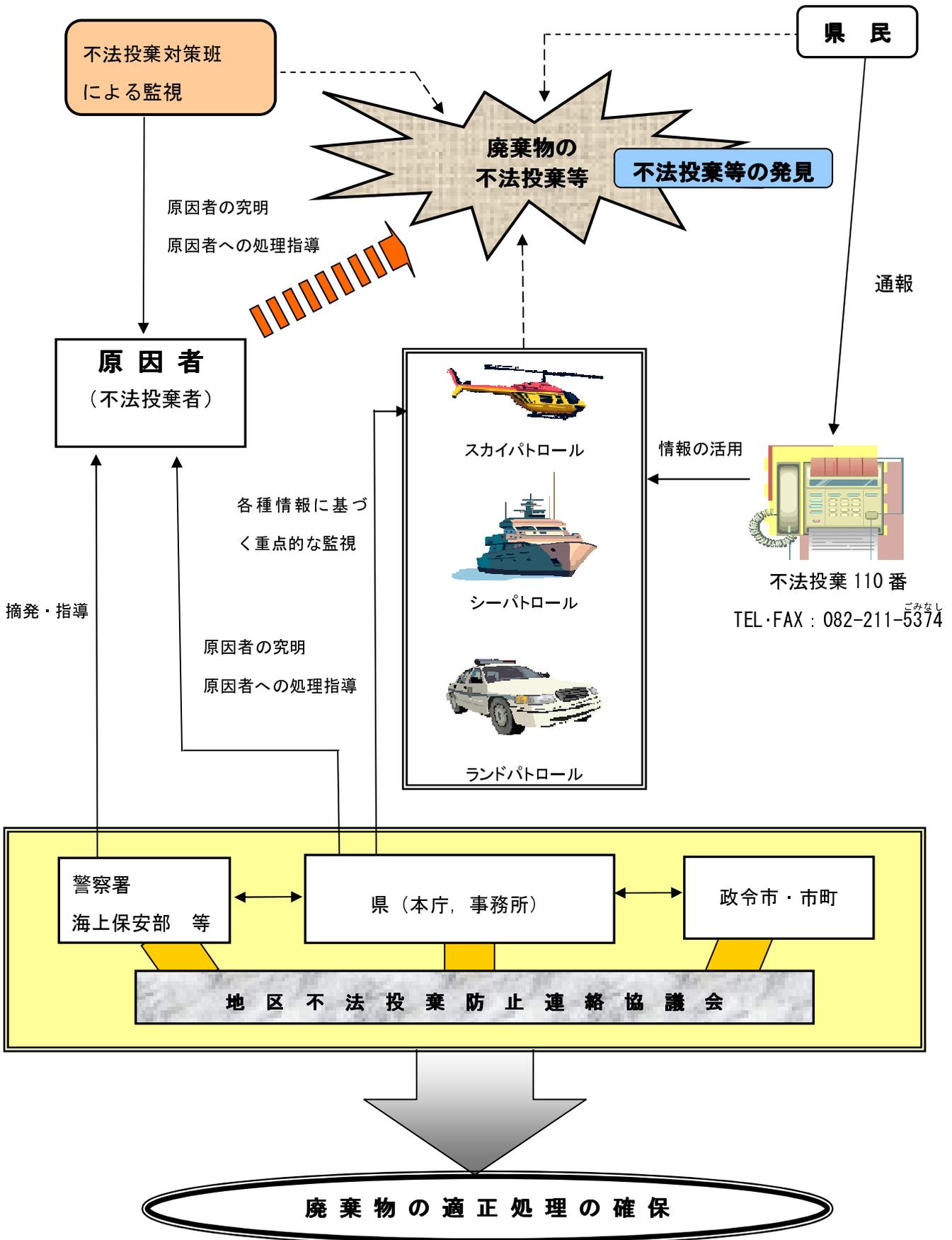
産業廃棄物の不法投棄，不適正処理の事案は，発生した市町の住民に関係する問題でもあることから，市町職員が産業廃棄物の立入検査を実施できるよう県職員に併任し，県と市町が連携して，事案等の発生時に迅速に対応し，早期対応を図ります。

5 市町の不法投棄防止対策に対する支援【拡充強化】

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）の対象4品目については，排出者のリサイクル料金が排出時に負担することとなっていることなどから，依然として，不法投棄が後を絶たない状況であり，その処理が市町の大きな負担となっています。

特に，平成23年7月にアナログ放送が終了することに伴い，大量のアナログテレビが廃棄され不法投棄の増加が懸念されています。こうした不法投棄の未然防止及び早期是正を図るため，家電リサイクル法に基づく処理体制を住民へ周知徹底するとともに，引き続き，市町が実施する不法投棄の監視や不法投棄防止に関する啓発など不法投棄防止対策に関する事業に対する支援を行います。【再掲】

図 3 1 廃棄物不法投棄等対策実施体系図



第 7 章 計 画 の 推 進

計画を推進し、循環型社会を実現していくためには、県民・事業者・関係団体・行政などの各主体が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら、関係者が一体となって取り組む必要があります。

第 1 節 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

- 一般廃棄物対策については、市町との連携が不可欠であることから、「環境行政総合調整会議」などを通じて、市町との協議・調整を図り、協働して計画を推進します。
- 産業廃棄物対策については、処理責任を担う排出事業者や産業廃棄物処理業者との連携・協力が不可欠であることから、業界団体や処理業者の団体である社団法人広島県産業廃棄物協会と、計画の推進について協議・調整を図ります。
- 県民、「ひろしま地球環境フォーラム」、「広島県地球温暖化防止活動推進センター¹」など環境保全団体との連携を密にして、計画の推進を図ります。
- 計画に掲げた施策は、県の各部局の施策とも深く関わっていることから、関係部局で構成する「広島県地球環境対策推進会議²」における協議・調整を通じて、着実な施策の推進を図ります。

2 進行管理

- 廃棄物の減量化等の目標については、排出量等の状況把握と計画の進捗状況の確認を行いながら、施策を適切に実施し、計画の達成を目指します。
- 一般廃棄物については、毎年、排出及び処理の状況に関する実態調査を行い、産業廃棄物については、5年ごとに行う排出及び処理の状況に関する実態調査に加え、毎年実施する補完調査により、それぞれ計画達成の度合いの進行管理を行います。
- 適正処理などの施策については、常に計画と実態を比較検討し、施策の見直しを図りながら、進行管理します。

1 広島県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日付けで（財）広島県環境保健協会を指定している。
2 広島県地球環境対策推進会議：本県における地球環境保全問題に関する対策等を総合的に推進するために設置した環境部長をトップとする庁内組織のこと。

第2節 各主体の役割

1 県民の役割

県民は、日常生活の中で自らごみの排出者であり、ごみ問題の解決には日々の一人ひとりの行動が重要であることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組の実践に努める必要があります。

- ごみをできるだけ少なくするライフスタイルの実践
- 再生品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
- ごみの分別や回収ルールへの遵守などリサイクルシステムへの協力
- 地域清掃など環境保全活動や環境学習等への積極的な参加

2 排出事業者の役割

排出事業者は、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことや拡大生産者責任⁴を有することを十分に認識し、行政の施策に積極的に協力し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施
- 長寿命製品、詰替え型製品、リサイクルしやすい製品等の製造・販売
- 製造・販売した製品の回収や再利用の推進
- 再生資源の積極的な活用
- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 業界等による環境保全活動の推進

3 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、排出事業者から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があり、排出事業者責任の原則の一翼を担うものであることを十分に認識し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 情報公開の推進による信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と適正管理の徹底
- 廃棄物の減量化や再生利用の促進
- 処理業者団体の組織体制の強化

3 地域コミュニティ・ビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みのこと。
4 拡大生産者責任：生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、①製品の設計を工夫すること、②一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取やリサイクルを実施することなどが上げられる。

4 関係団体の役割

NPO等の関係団体は循環型社会の実現の上で、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割があることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組を推進する必要があります。

- 環境保全活動の推進
- 環境教育・環境学習の推進
- 地域コミュニティ・ビジネス³の推進

5 市町の役割

市町は、区域内の一般廃棄物について、その減量化に向けた住民の自主的な活動の促進を図るとともに、適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、次のような取組を進めていく必要があります。

- 住民への情報提供、普及啓発
- 住民のごみ減量化等の取組の支援
- 一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進
- 一般廃棄物の適正処理の推進
- 他市町と連携した処理の推進
- 一般廃棄物処理施設の確保・維持管理の推進
- 災害廃棄物処理体制の確保
- 不法投棄防止対策の実施
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン購入の推進

6 県の役割

県は、廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処理を推進するため、計画的かつ総合的な施策を講じるとともに、県民、排出事業者、廃棄物処理業者及び市町と連携して、次のような取組を進めていきます。

- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 処理施設確保に向けた支援及び公共関与による処理の推進
- 市町に対する一般廃棄物の適正処理等に関する技術的支援
- 市町における災害廃棄物処理体制整備の技術的支援

- 不法投棄防止対策の推進
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン購入の推進